

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後 3時31分

日時 平成24年11月12日(月)

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 棚本 邦由
委員 臼井 成夫 高野 剛 石井 脩徳 堀内 富久
塩澤 浩 桜本 広樹 清水 武則 皆川 巖
保延 実 仁ノ平尚子 丹澤 和平 大柴 邦彦
永井 学 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

リニア交通局長 小池 一男 リニア交通局次長 矢島 孝雄
リニア推進課長 佐藤 佳臣 交通政策家長 大柴 節美

農政部長 加藤 啓 農政部次長 山里 直志 農政部次長 輿石 隆治
農政部技監 小沢 和茂 農政総務課長 橘田 恭 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 山本 重高

教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基
学校施設課総括課長補佐 齋藤 誠 義務教育課長 渡井 渡
高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 相原 正志
学術文化財課長 高橋 一郎

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

人事委員会事務局長 久保田 克己 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸

監査委員事務局長 藤江 昭 監査委員事務局次長 鈴木 明彦

労働委員会事務局長 山本 正彦 労働委員会事務局次長 酒井 研一

公営企業管理者 後藤 雅夫 企業理事 西山 学 次長 渡辺 祐一

総務課長 二茅 達夫 電気課長 仲山 弘

総務部長 田中 聖也 防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄
 総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸
 職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子 税務課長 上小澤 始
 管財課長 平井 敏男 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
 防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 原間 敏彦
 福祉保健部次長 鈴木 治喜 福祉保健総務課長 横森 梨枝子
 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹 国保援護課長 小澤 賢蔵
 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦 医務課長 田中 俊郎
 衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

警察本部長 真家 悟 警務部長 砂山 和明 刑事部長 保坂 廣文
 警備部長 門西 和雄 生活安全部長 宮崎 清 交通部長 中澤 明彦
 首席監察官 有泉 辰二美 総務室長 小野 和夫 警務部参事官 興石 靖
 生活安全部参事官 古屋 一栄 刑事部参事官 秋山 一哉
 交通部参事官 深沢 智明 警備部参事官 渡辺 茂 会計課長 川崎 雅明

出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉

議題 認第 1 号 平成 23 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
 認第 2 号 平成 23 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合はあわせて発言を願い、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。

審査の順序は、認第 1 号議案について午前 10 時 02 分から午後 0 時 01 分までリニア交通局、農政部、教育委員会、議会、人事委員会、監査委員、労働委員会関係、午後 2 時 45 分から午後 3 時 31 分まで総務部、福祉保健部、警察本部の総括審査を行った。認第 2 号議案については午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで企業局関係の総括審査を行った。

質 疑 リニア交通局、農政部、教育委員会、議会、人事委員会、監査委員、労働委員会関係

(未来を支える多様な担い手づくりの推進について)

桜本委員 それでは、農政部関係の未来を支える多様な担い手づくりの推進について、お伺いいたします。就農定着支援研修の実施等の決算額、また、詳しい事業内容がどうであったのか御説明をお願いしたいと思います。

相川担い手対策室長 就農定着支援制度の決算額と詳しい事業の内容についてですけれども、就農定着支援制度推進費として 2,747 万 5,000 円を執行いたしました。主な経費としては、月 5 万円の研修生への手当とアグリマスターへの報償費 25 名分となり

ます。

事業の内容についてですが、高い技術を持ち、担い手育成の経験豊富な篤農家をアグリマスターとして委嘱して、就農希望者がアグリマスターのもとで就農に必要な実践的な知識や技術を学ぶ研修制度です。平成 22 年度から実施しており、平成 23 年度は平成 22 年度よりも定員を 5 名ふやして 25 名の就農希望者が研修を受け全員が就農を果たしました。このうち本県の主要作目の果樹で就農を目指す研修生は 18 名で約 7 割を占めている状況です。

桜本委員

順調にそういった確保対策がなされているようには感じますが、そのほかの取り組みを講じられているのでしょうか。

相川担い手対策室長

新規就農希望者の相談窓口として、就農支援センターに就農相談マネージャーを配置し、就農に関する研修とか農地・資金等の情報提供を行うとともに、県内外での就農相談会を開催して就農相談活動を実施しております。それから、成果説明書の 26 ページの一番上にもあるんですけども、平成 21 年度から国の地域おこし協力隊推進事業を活用いたしまして、都市部の若者などを誘致して農業生産活動や地域行事への参加を通じて、地域農業の担い手として育成する農業協力隊推進事業に取り組んでおります。

桜本委員

この成果説明書の中では、207 人が新規に就農し、そして多様な担い手づくりというような言葉がうたわれているんですが、例えば具体的に自営就農者や雇用就農者の数だとか、また、どういった経営をされているか、あるいは、40 歳未満ということの中で家族構成がどんなふうになっているのか、例えば、単身で就農しているとか、夫婦で行われているのか、あるいは家族ぐるみで来たとか、または祖父や祖母まで連れてきているなどといった具体的な数字はお持ちになっていますか。

相川担い手対策室長

新規就農者 207 人の状況ですけれども、207 人のうち、みずから農業を始める自営就農者が 142 人、法人等への雇用就農者は 65 人です。

自営就農者の 142 人のうち経営品目を見ますと、果樹が 62%、野菜が 23% となります。また、40 歳未満の割合は 44% ということで結構高い状況です。また雇用就農者 65 人のうち、果樹法人への就業が 34%、野菜法人への就業が 35% ということになります。40 歳未満の割合は 72% ということで非常に高い状況です。それから、その方々が単身、夫婦、それから家族で来ているのかという数字は、申し訳ございませんが、今ここに持ち合わせておりません。

桜本委員

大事なことはやはりこの下のメニューにもあるんですが、応援チームの実施ということで、せっかく定着した方々が田舎等に移り住んで 27 市町村に住まわれるわけですが、生活や風土、そして慣習、あるいは山梨特有の生活様式などもあって、やはり農業だけで生活しているわけではなくて、それ以外の地域の社会で生きていかなければならないといった相談業務も出てくるかと思うんですね。それとともに県の施策だけではなく、移住してくると、県内 27 市町村でこういうサービスがありますよとか、例えばご家族に対して家を提供する、あるいは子どもさんに対して就学援助をするといった、農業だけではなく、その農業をきっかけに県内 27 市町村に分散する中での、それぞれの市町村の情報提供をその中でつけ加えてやるなど、これは私たちが相談できます、でも、この部分はわかりませんということではなく、大きい中で相談できる、そういったアフターフォローが大事であると思うんですが、どのように今後お考えになっておりますか。

相川担い手対策室長 県外からの地域参入者に対しては、農業だけではなくて生活面に対する情報提供が必要であるという委員からの御指摘ですけれども、農地とか住宅など、営農に必要なことは今までも情報提供はしていたんですが、委員御指摘のとおり、生活面、例えば子どもさんの養育といった情報は今までの取り組みにおいて非常に手薄だった部分であり、委員御指摘のとおりです。当然、生活していくには農業だけではなく、そういう生活面のことも必要でありますので、今後は営農面の情報提供だけではなくて、市町村と協力していく中で、各種の生活とか養育などの支援策についても情報提供するというので、新規就農者の暮らしという面からについても安心、安定が図られるよう支援していきたいと思えます。

桜本委員 今の説明のようにやはり幅広く、1年でも長く、そして、「山梨に来てよかった」、「生活も変わった」、「本当に家庭的にも恵まれた地域に来てよかった」と言われるよう、政策も変えていっていただきたいと思えます。そんな中で平成23年度の成果を踏まえて、どのように今後、新たな取り組み等のものにつなげていくのかお聞かせください。

相川担い手対策室長 平成23年度の成果を踏まえ、今後どういうふうにしていくのかということですが、本年度から開始した就農前2年、就農後5年の最長7年間にわたり最大150万円を支給する青年就農給付金制度の活用や、最近アグリマスターの制度を始めてから県の施策に呼応した支援制度を実施する市町村がふえてきております。こういった市町村との協力や、アグリマスターなど研修に協力する篤農家と連携をさらに深めまして、平成26年度の目標である年間250人の達成に向けて、新規就農者の確保に努めてまいりたいと思えます。

桜本委員 給付の面や市町村との連携、そして、農業の技術も日々進化する部分もあります。農業大学のさらなる進展というように、やはり先端技術等も習得しなければならない、そういった育成策もぜひ行いながら進めていっていただきたいと思えます。(学校の校庭芝生化の推進について)

次に学校の校庭芝生化の推進についてお伺いいたします。昨年9月に全国の都道府県に対して実態調査を依頼したと伺っているんですが、どのような内容、結果になっているのでしょうか。

齋藤学校施設課総括課長補佐 調査につきましては、昨年の9月に震災被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた各都道府県に対して、学校施設における校庭の芝生化の状況調査を行いました。その内容につきましては校庭の芝生化を行った学校数や芝生化に要した経費、整備内容、維持管理の内容など実施状況につきまして調査を行ったところです。また、校庭の芝生化によってもたらされる効果や課題などといった整備後の状況につきましてもあわせて調査を行ったところです。

桜本委員 県内においては芝生化の状況はどのような形になっているのでしょうか。市町村別というか、どのようにまとめられているのかお答えください。

齋藤学校施設課総括課長補佐 芝生化の状況ですが、まず県立学校につきましては平成22年度にやまびこ支援学校、ふじざくら支援学校、かえで支援学校の3校につきまして校庭の芝生化を行っております。公立の小中学校につきましては現在のところ甲斐市において3校、北杜市、昭和町、富士河口湖町で各1校、合計で6校におきまして校庭の芝生化がなされております。

桜本委員 甲斐市が 3 校実施ということですが、これは甲斐市のほうで何か特別な考え、あるいは問題等により進められているのか、その辺の状況がおわかりでしょうか。

齋藤学校施設課総括課長補佐 芝生化の状況ですけれども、甲斐市における 3 校は竜王南小、竜王西小、双葉東小ですが、実施時期も平成 14 年、平成 19 年、平成 20 年と異なっており、基本的には、けが防止やスポーツ時の安全性のために実施したということですが、具体的な状況について確認はしておりません。

桜本委員 小中学校は住宅地の中心にあり、山梨県は非常に風が強いということで、周辺の住まわれている方々に対して、グラウンドの砂ぼこりなどというものが多いのだと思います。私の住んでいる地域でも、「何とかありませんか」ということでよく問題提起がされます。スプリンクラーなどで放水されているところもふえてはきていますが、やはり環境面等から考えると、校庭の芝生化をぜひ進めていただきたい。そして、グラウンドでスポーツをする子どもたちにとっても足腰の面、あるいは自然に触れ合うというようなことで、そして全員で芝生を管理する、清掃をしていくといったこと生活様式の習得のためにも私は重要だと思います。今後、山梨県としては芝生化についてどのような考えのもと進めていくのか、最後にお聞かせください。

齋藤学校施設課総括課長補佐 委員のお話のありましたとおり、校庭の芝生化によって砂じんの防止とか、スポーツ活動時の安全性の向上、また、夏場における照り返しの抑制効果、あるいは教育上とか環境保全上多くの効果が芝生化によってあると考えております。しかし、各都道府県への実態調査からも明らかにはなったのですが、芝生の維持管理には多くの費用と非常な労力を要するという、また芝生の育成期間中にはグラウンドも使えなくなってしまうといった問題点も確認できたところであります。今後におきましても実際に芝生化した各支援学校の管理状況や活用状況などを確認しながら、また引き続き問題点を解消するための整備方法や管理方法などについての調査、研究を進めて、学校の実情に合った芝生化を検討していきたいと考えております。

桜本委員 やはり小中学校等を含めたその地域の住環境によっても差はあるかと思えます。その中で地域の要請があれば、その地域独自の中でも取り組んでいいというような地域もあるように伺っております。ぜひそういった地域の問題点を探りながら優先順位を決めて、進めていただける地域は進捗を進めていただきたいと思います。

(フラワーセンターの運営について)

丹澤委員 フLOWERセンターの運営についてお尋ねをさせていただきます。指定管理者制度というのは 3 つの形態が私はあると思っております。1 つ目は委託料を払って、そしてその指定管理をする方法。2 つ目は、施設を貸すことによって収益が上がる、それを上がった一部を県が逆に受け取るもの。3 つ目は、全く施設を無償で貸与するもの、そして運営をお願いするものといったものがあると思っておりますけれども、美術館の場合には、委託料を払ってやっている。一方、フラワーセンターの場合には委託料は払わないけれども、収益の一部を県に還元することもなく、施設の運営をお願いしているという形態をとっております。

そこでフラワーセンターについてですけれども、この施設が特に僕は悪いとは思いませんが、たまたまフラワーセンターが施設の使用料として、一銭も県がもらわずに運営に対して委託管理してもらっているということですから、珍しいケースですのでお尋ねをするわけですが、あそこはいわばテーマパークにはならない

ようにというふうに県はお願いをしているわけですが、フラワーセンターというのは一種のテーマパークではないかと私は思っております。年間 22 万人の人が昨年は来てくれたということで、ああいう施設を運営するのは大変なことで、毎回イベントを開催したり、あるいは、展示替えをしたりしなければならないということで大変な努力を払っていることはよくわかりますけれども、このフラワーセンターをつくった目的、設管条例ではどのように定めておりますか。

田中花き農水産課長 フラワーセンターの設置目的ですけれども、設管条例には「県民に花と触れ合う機会と自然に親しむ場を提供するとともに、花き生産の振興に資するもの」というふうに定められております。

丹澤委員 設管条例では「花きの生産の振興に資するため」ということになっているわけですが、今、現在あそこでやっている運営について花きの生産に資する、これが一番大きな目的でこの施設を税金でつくったわけなんですよ。たしか 50 億円かけてつくった施設であるはずですが、この生産の振興に資するような運営が今なされているのでしょうか。

田中花き農水産課長 指定管理者に管理を運営委託するときの協議書の中で基本協定を結んでおりますけれども、栽植基準、花壇等への栽植する基準として、本県の花きの振興に資するため使用する花の苗等につきましては、50%以上県内のものを使用するというふうに定めております。

丹澤委員 あそこへ植栽する花の年間の数はどのぐらいになりますか。

田中花き農水産課長 昨年度の実績でありますけれども、花壇苗植栽に要する経費がおおむね 1,000 万円で、そのうちの県産花きの割合は 680 万円程度で全体の 68%という形になっております。

丹澤委員 50 億円かけた施設で売り上げは、山梨県の花きの生産額は幾らですか。

田中花き農水産課長 平成 23 年度の花きの生産額実績ですけれども、52 億 8,600 万円余となっております。

丹澤委員 山梨県の中の約七、八百億円の農業生産額のうち、52 億円ということですから占める割合は大したことはないと思うんですけれども、そのうち 680 万円が花きの山梨県産のもので終わったと。これが花き振興に資していると、これでいいんだということでしょうか。

田中花き農水産課長 花壇の使用料が 600 万円、そのほかにあそこで売っている花きの販売が、県産花きの販売割合が 58%で 503 万円ということで、どちらも 50 億円という数字に関しては非常に小さい数字でしたけれども、設管目的の最初にありました、施設を通じて花に触れ合うことよって県民に花の消費者になっていただくという点については、間接的でありますけれども、花の生産振興につなげるという形で、先ほどの生産額実績であります、平成 23 年度は 52 億 8,000 万円で、フラワーセンターが平成 10 年に設置されましたけれども、実績としては平成 8 年の花きの生産額実績が 39 億円で、翌年に隣にあります花き促進センターが設置されて、平成 9 年の生産額が 50 億円、フラワーセンターが開園して 55 億円ということで、これは、直接フラワーセンターが開園したからこの数字が伸びたということだけの

原因ではないということでありましてけれども、その後、花きの生産額はほぼ 50 億円以上ということで、大きな影響としてフラワーセンターの効果が一部あらわれているんだろと考えております。

丹澤委員

この成果が花き振興のために役立ったという数字が、具体的にフラワーセンターがあることによって何をしたらどうなったという成果を皆さんが評価をしませんと、あそこに何をしてもらうのか、冬になったらパンジーがふえる、春になったらチューリップが咲くようにするというをしていることで、それで山梨県の花き振興になるんでしょうかね。どうしたらあそこに 50 億円かけてつくった、県民の尊い税金を使ってつくった施設が、どのようにしたら花き振興に役立つのか、県は、毎年、指定管理者と話し合いをして、それで計画をつくるわけですよね。そのときに県はどのような指示をしているんでしょうか。そして成果を県はどのようなふうに測定をしているんでしょうか。

田中花き農水産課長 指定管理者の成果につきましては、先ほど言いましたように、花壇内の利用率 50%以上を守ってくださいということ、それから、より多くの人に花と親しんで、結果的にはその先に花の消費者になってもらうということで、入園者数の確保という 2つの指標で成果を判断しております。

丹澤委員

ここへ植栽するのがわずか 1,000 万円足らずのものです。だって、あそこに植えてもらうのは県産の使用率を幾ら上げたと言ったって最高 1,000 万円にしかならないわけでしょう。それがここをつくったときの最大の目的だと、植えるのを 50%にしてもらえばいいんだというんじゃないと思うんです。そこで山梨県の花き振興のためにあの施設をどのように活用してもらうか。あそこで結婚式をするなど、確かにイベントにより大勢のお客様を集めることをやっています。観光施設であれば、その目的は達成しているのかもしれませんが、先ほども冒頭でお聞きしたようにフラワーセンターの設置目的を設管条例で定めているのは、花きの生産を振興するためにあの施設をどのようなふうに活用するのかということなんです。50%以上植栽してもらうことに決めていますと言ったって、最大 1,000 万円にしかならないし、そしてそれをふやすということが目的じゃない。山梨県の花き振興するためにもっと何かあそこにこういうふうなものを使ってもらいたいということを県が明確に伝えないといけないと思うんです。確かに向こうは一生懸命していますよ。しかし、観光客を集めるために、あそこへ来てもらうためにやっているんです。

花きの生産振興をするという目的があるんですから、その目的を達成するためにどのようなふうにしてもらうのか。そこを明確に向こうに示してやらないと、指定管理者というのは、お客さんを集めればいいと思っているかもしれませんが、そこをきちっとすべきじゃないかなと思うのですが。その辺はどうですか。

田中花き農水産課長 生産振興につきましては、先ほど申し上げましたように、設置目的の中に県民に花と触れ合う機会と自然に親しむ場を提供するというので、あそこに魅力ある花のフラワーセンターを経営、運営してもらい、そこに多くの県民に来てもらって、ついては花に親しみ、花の消費者になっていただく。それで県内の消費を拡大して、それに生産につなげていき、花き振興につながっていくというふうを考えております。

丹澤委員

山梨県は鉢物が主ですよ。ランの栽培が生産額の大部分を占めているはずなんです。僕はこの前、部長さんも一緒に見ていただいた施設だと思っておりますけれども、

あの施設の活用方法は、こういうふうにしたほうがいいじゃないかという考え方があると思うんですが、ぜひ部長さんのお考えをお聞きしたい。私は花き生産のために役立つ施設として活用できるように、ただ植栽を県内のものを植えていますというのではなく、生産に役立つ施設にされたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

加藤農政部長 今、委員御指摘の花きの生産振興の御質問につきましては、やはり販売と、そして生産といった、2つの面があると思っております。そういう中で、今、委員からお話がありましたように、あそこで花壇苗を植えている、約700万円くらいという話もあったのですが、それが決して目的ではございませんので、うちのほうとすれば年1回、打ち合わせ会を指定管理者である、ハイジさんともさせていただいているんですが、その回数をまずふやしたい。そして、そういう中におきましてハイジさんのほうでも夏季と冬季にイルミネーションをやってございます。あれは当然、集客という面での意味合いが大きいわけではございますが、そうした時期を捉えてフラワーフェスティバルをやるとか、さまざまな取り組みを販売の促進に向けて行う。また、フラワーセンターでは教室も開催をしておりますので、新しい植えつけの仕方などもやるような格好で今ハイジさんとも打ち合わせをさせていただいております。またハイジさんも独自でやはり県内の消費だけでは、やはり県外へということがございますので、県外にも大きなPR作戦をさせていただきたいということで、来年以降は団体客を呼び込む格好の中での販売も考えながら、せっかくつくった大規模施設でございますので有効活用できるように、それも生産と販売両面で頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(鳥獣害防止対策について)

大柴委員 歳入歳出決算説明資料の農5並びに主要施策の成果説明書43ページの4の鳥獣害防止対策の強化についてお尋ねいたします。

本県のように山間地を抱える地域において、野生鳥獣による農作物への被害防止対策を講じていくことは極めて重要であると私は考えており、これらの対策を講じるに当たっては関係者が十分な連携のもとに取り組んでいくことが大事であると考えております。そこで、昨年度、県が進めている被害防止に向けた推進体制と関係者との連携がどのようにとられているのかまずお伺いします。

樋川農業技術課長 鳥獣害対策の推進体制でございますけれども、まず県の関係各課を初めとして市町村、農林業団体、猟友会などの関係者で構成いたします県野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置してございまして、また、この下部組織として県内の4地域に地域連絡協議会を置いて情報の共有化とか、あるいは、関係者が連携した捕獲対策、被害防止対策を進めているところでございます。

また、市町村の段階でございますけれども、こちらは鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして、関係者で構成いたします鳥獣害防止対策協議会が組織されております。この協議会を中心として市町村の被害防止計画をつくり、その計画に基づく対策が進められているということでございます。このように県、それから、地域、市町村の各段階ごとに関係組織が相互に情報等の交換をしながら連携をして、地域の状況を踏まえた被害防止対策に当たっているところでございます。

大柴委員 いろいろな協議会等があって関係者が連携して対策を進めていることはわかるわけですが、特に農作物への被害防止を図る手法として、有効な対策についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

樋川農業技術課長 鳥獣による被害でございますけれども、地形ですとか、あるいは、作物の状況、けもの種類、それから生息状況といったものにより地域ごとに実情が違う状況がございます。そのため1つの対策だけで万全といった、被害防止は極めて困難だと考えております。このため捕獲ということで個体数を減らす対策のほかに、被害防止に向けたハード面ということでは、侵入防止柵の整備を行うという対策がございます。またソフト面の対策としては、捕獲のため、わなの導入をすとか、あるいは、モンキードッグで追い払い活動を行う、また、地域のリーダーとなる人材を育成していくことを進めてきたところでございます。柵をどのように設置して管理していったら効果的に侵入を防止できるのか、また柵とあわせて行う効果的な捕獲や追い払いの方法などといった手段・対策を組み合わせながら、ハード面とソフト面の両面で一体的に取り組み、地域の実情に即した被害防止対策を推進していくことが重要であると考えております。

大柴委員 ハード面とソフト面での両面からいろいろ対策をとっていくということですが、成果説明書の43ページの鳥獣害防止対策の強化のところでは、今、説明があったソフト面の対策に当たる施策事業だと私は思っておりますけれども、成果として「各地域での被害防止の諸対策が講じられて鳥獣被害の防止対策に寄与した」と書かれておりますが、この記述だと詳細がよくわからないので、具体的な事業費の内訳と支援の内容、その取り組みについてどのような成果があったのか、ぜひこの辺をお伺いします。

樋川農業技術課長 成果説明書の43ページでございますが、具体的な内容と成果についてでございますが、まず1目でございます農作物鳥獣害防止対策会議の開催ですけれども、県の関係所属が被害状況の確認とか、防止対策の実施、技術の開発という各種事業の活用等につきまして連絡調整を図るために行っているものでございまして、これには事業費がかかっておりません。

それから、2つ目の防護柵の設置等被害防止対策への支援でございますけれども、こちらにつきましては県内の18市町村の鳥獣害防止対策協議会から要望がございました箱わなとか、くくりわな等の捕獲機材の購入、それからエアガンなどの追い払い機材の導入やモンキードッグの養成、あるいは、獣の餌場となってしまう放任果樹といったところの果実の除去などといったものに要する経費を助成したものでございまして、18市町村を合わせた助成額が2,148万5,000円になります。この事業による成果ですが、銃による捕獲が不可能な地域において、わなによる捕獲が進んできているということ、あるいは、モンキードッグなど各地域の実情に応じた追い払い活動が行われたことで、被害防止柵の整備と相まって地域における被害防止対策の強化が図られたと考えております。

3つ目の鳥獣害防止対策に係る集落リーダーの育成活動支援につきましては、各集落での被害防止活動が効果的に進められるように、知識や技術を持ったリーダーとなる人材を養成したということでございまして、野生鳥獣の生態や、効果的な被害防止対策の実例を学ぶ講習会、それから、現地の圃場におきまして簡易な電気柵の設置方法、管理の方法などといったものの実習を行ったところでございまして、これに要した経費につきましては50万円でございます。この事業の成果でございますが、当初予定していた40名を上回る84名の方々にご参加をいただき、直接被害対策に当たられる生産者の皆さんの鳥獣害対策に関する知識とか、技術の向上、に寄与できたということで各地域での活動につながったものと考えてございます。

先ほど、御説明しました18市町村への助成のための補助金2,148万5,000円と、この集落リーダー育成事業費の50万円合わせまして、この予算科目のところの農業改良普及費に書いてございます2,198万5,000円になります。

大柴委員

ソフト対策として人材の育成等に追い払い活動への支援による内容と効果、また必要性はよくわかるわけですが、しかし、私の地元等ではこれらの被害防止対策に関して効果が上がったという実感がなかなか湧いてこないわけです。こうした実績を踏まえて、多方面からなお一層の有効対策を検討して必要な予算をしっかりとって、効果の上がる鳥獣害の防止対策について取り組んでいただきたいと思います。先ほど 18 市町村からの要請でこれだけの予算を組んでいる話もありましたけれども、今の予算が本当に適正なのか、そして、また今後の取り組みについてちょっとお伺いしたいと思います。

樋川農業技術課長 各地域における鳥獣害被害は非常に深刻な状況ということがございます。被害面積や金額など、いろいろ出てございますけれども、それだけでははかり知れない状況があると思います。こうした実情をしっかりと受けとめて、限りある財源の中で有効かつ効果的に活用するということが、委員御指摘のとおり、効果のあるものを十分に検証しながら、また、予算の中で極力対応をしていくということをしていきまして、地域の皆さんに効果の見える対策になるように努めてまいりたいと考えております。

(ジュニアアスリートの強化について)

永井委員

まず、成果説明書 121 ページの体育振興費のジュニアアスリートの強化についてお伺いをさせていただきます。

平成 23 年度の予算委員会の中で私はこのジュニアアスリート強化について、事業を行うに当たり競技主体ではなく選手主体の事業展開をお願いしたい旨の質問を、他県の紹介を交えてさせていただきました。私は優秀なジュニアアスリートを生み出すためには 4 つの軸をしっかりと推進していくことが必要であると考えています。1 つ目は、優秀な選手を発掘して長期的な視点で育成・強化をしていくこと。2 つ目は、指導競技をしっかりと精査をして、その指導者に対しての指導技術の向上を図ること。3 つ目は、各種目の年度ごとに提出するジュニアアスリートの育成の事業計画を県がしっかりとチェックをして、それに応じた補助を行うこと。4 つ目は、食育や選手の保護者へのサポートプログラムなどの情報提供を行うことなど、選手、指導者、事業計画、情報提供の 4 つの観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず選手の発掘・育成強化の部分です。平成 23 年度は小中学生を対象としたスポーツ・イベント・フェスティバルを 5 回開催されておりますが、何人の選手を発掘し、またイベントの中でどのような育成強化を行ったのか、その成果をお伺いいたします。

相原スポーツ健康課長 ジュニア期からの競技力向上強化についてですが、本県のように人口の少ない県において全国大会でも優勝できるような競技力を持つためには、中学生になってから始めるのではとても追いつかないという競技もあります。また、競技者を組織的・計画的に育成してトップアスリート、トップコーチまで一貫指導体制のもとで指導していかないと、全国レベルの大会で好成績をおさめることは難しいと考えております。このスポーツ・イベント・フェスティバル等につきましては、多くの子どもたちがスポーツの楽しさを知り、トップアスリートへのあこがれを持つということで、競技団体の裾野を広げていくきっかけづくりにあります。去年は 19 の競技団体が体育教室、記録会などに小学生など延べ 3,274 名が参加しております。

県はこれまでそうした参加者の中から、指導者や活動拠点にかかわらず組織的・計画的に育成していくために作成したマニュアルによりまして、スポーツ教室や強

化合宿を通してジュニア選手の競技別の強化を図ってきました。その結果は徐々に見られるようになってきておりまして、例えばアーチェリーやゴルフ、それから、剣道、ホッケー、馬術など、全国大会でも勝ち残っていただけるような選手やチームが育ってきております。また、卓球、レスリングにつきましては、将来、全国大会や国際大会で活躍できるような選手を育成する JOC のリーダーアカデミー事業に参加している選手も出てきている状況でございます。

永井委員

全国大会に出場をして優秀な成績をおさめられるように一貫した指導体制ということで今お話がありましたけれども、和歌山県や香川県などは能力のあるトップアスリートをつくるためにセレクションを行って、月 2 回の定期的なトレーニングをやっていたりする県もあります。平成 23 年度の予算特別委員会の瀧田教育長の御答弁の中に、本県の特性を踏まえた上でよりよいジュニア選手の発掘・育成システムを確立できるように、調査・研究をしていきたいと考えているという御答弁をいただきました。このイベントの枠を一步超えて、楽しさを伝えるだけではなく、そういったセレクションなども含めた取り組みを期待しておりますのでよろしくお願ひします。

次に、2 つ目の指導者の指導技術向上についてお伺ひします。平成 23 年度において、指導者育成強化研修を 7 回、また、競技者育成・強化実技講習会を 9 回実施したとのことですが、この競技種目は何種目であったのか、また、どのような基準で選定をされたのか、そして、指導技術向上の結果、ジュニア選手の育成についてはどのような成果が上がっているのかお伺ひいたします。

相原スポーツ健康課長 まず競技種目の選定ですが、競技団体の実情に合わせ必要に応じて派遣していることになっております。そのため、競技団体内で 1 人の指導者のコーチングレベルを十分に調査する中で、必要に応じて効果的に研修を行っていると考えております。それから、各競技者はレベルアップのために中央競技団体の技術指導者講習会などに参加しておりますけれども、習得した技術を所属する競技団体の指導方法の改善に生かしております。具体的にはジュニア選手の指導につきましては、今まで指導者のそれぞれの経験に基づく指導方針や技術に頼っていたところがありますけれども、選手の発育・発達段階に応じて効果的に指導ができますように、研修で習得した指導方法などを各競技団体の一貫指導マニュアルにまとめるとともに、研修会を開催しこれを徹底するなど指導方法の向上に生かしているところであります。

永井委員

今、競技団体のニーズというか、そういったものによって随時講習会を行っているということをお伺ひしました。順番にさまざまなニーズに対して、指導者の講習会を開いていくこともいいんですけども、先ほどの御答弁の中にあつたように、例えば本県で今から卓球など、育成を図っていききたい種目があると思います。したがって、希望に合った競技の団体だけではなく、卓球などといった競技に集中してやっていく、集中して指導者を育成していく、まさに中長期的なビジョンに立ちながら指導者を育成していくということが必要だと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 特別な競技に集中していわゆる事業経費を投入していくという考え方は今のところありません。基本的には競技力強化費の配分につきましては、実質的にはそういう形になっているかもしれません。というのは、要するに関東大会や全国大会等の状況を踏まえた中で、ある程度成績がとれてくると、重点的に強化費が配分されるという状況にもあり、そういう観点からすると実績を残したところにはある

程度の強化費が行くシステムにはなっています。ただ、それを県主導の中で今後こういう競技について育成していく考え方は今のところ持っていません。

永井委員

いろんな競技があります。41 団体、国体に参加する競技がありますから、ここというのはなかなか難しいと思うんです。ただ、先ほどおっしゃったように県がこういう形でこういう競技をやっぱり全国にもっともっと輩出するような選手をつかっていきたいとするならば、当然、例えば5 年間は卓球などに力を入れてやっていくという考えでないと、また、指導者を育てていかないと、なかなかトップアスリートはつくりづらいのではないかと思いますので御検討をよろしく願います。

3 つ目にジュニアアスリートの事業計画についてです。成果説明書の中には掲載をされておきませんが、この事業実施に当たり事業計画に応じて国体競技 41 競技に交付されている事業費があると伺っております。この事業費がジュニアアスリートの育成のためにどのように使われたのか、また、年度当初に作成される事業計画と年度末に作成される事業報告を県がしっかりとチェックがされて、次年度の事業費交付に反映されているのかお伺いをいたします。

相原スポーツ健康課長 先ほど申しましたように、指導マニュアルはいろいろな競技団体の方が作成してきており、指導一貫体制のもとに、将来のトップアスリートに向けてのマニュアルという形でつくられております。そうした中で各競技団体が年度当初に事業計画を作成しており、補助金の交付対象となる事業の内容や対象経費に対して申請書を提出することになっております。そして、スポーツ健康課のほうでは内容をチェックした後にヒアリングを行い、効果的に事業が行なえるようアドバイスをしておりますが、それとともに年 2 回の強化会議があって、その中で事業の進捗状況を確認しながら、また年度末には報告書により適正に執行されているかどうかをチェックしているところでございます。

永井委員

申請書を上げて 2 回の強化会議を行って、年度末にその成果を聞き取られているということですが、できたら具体的な数であるとか、こういう選手をこういうふうに育成したかという部分も十分聞き取って、その候補に反映をしていただきたいと思っております。

最後に、食育やサポートプログラムなどの情報提供です。和歌山県では専門的なトレーニング以外に食育や保護者の方々へのサポートプログラムを実施しています。今後このようなプログラムの導入についてどのようにお考えになっているのか御所見をお伺いします。

相原スポーツ健康課長 今、運動する子としない子に対する二極化は非常に深刻な問題になっております。運動する子どもたちの中でも、運動やスポーツを楽しむレベルから競技スポーツのレベルまで、それぞれの段階でドロップアウトしていく子どもたちが増加している現状にあります。これは競技スポーツに取り組む以前の問題ではありますけれども、競技スポーツの育成・強化の過程におきましても、技術的な問題と並行して、チーム内の人間関係や回りからの多大な期待、または学校での学力、学習の状況などによるドロップアウトも多く見られております。本県ではジュニア選手のうち 37% が競技を離れていっているという状況もありますので、できる限り、食いとめることも競技力の向上の観点から大切なことだと考えております。こうしたことから他人との関係を良好にすること、精神的抑圧に耐え得ること、または初めての場面でも冷静に対処できることなど、基本的な学力の定着、または向上などは発達段階にあるジュニア選手に極めて大切なことだと考えております。そのため

ジュニア選手の最も身近にいてよき理解者である保護者には、栄養学や心理学、そして、けがなどに対するサポートスキルも必要だと考えております。

永井委員

競技者や指導者はもちろん強化する対象になると思うんですけども、やはり、今、課長がおっしゃられたとおり、一番近くにいるのは保護者ですので、例えば朝御飯や夕御飯などの食育の部分、そして、サポートプログラムにおいては保護者がサポートできるものはたくさんあると思いますので、ぜひ保護者の方たちに対する情報提供ということも、ジュニアアスリートをより育成していくために一歩踏み込んでやっていただきたいと思います。ことしのロンドン・オリンピックもそうでしたけれども、スポーツは人を感動させて地域に対する誇りや元気を創出するものです。この事業を有効的に推進して1人でも多くの優秀なジュニアアスリート育成に努めていっていただきたいと思います。

(スポーツ少年団の育成について)

次に、成果説明書で同じく121ページの体育振興費のスポーツ少年団の育成について伺います。今、伺ったジュニアアスリートの強化というのは運動が好きで、一部の能力のある方たちの育成の部分であります。このスポーツ少年団の育成というのは、もう能力あるなしにかかわらずスポーツを通じで青少年の健全な心の育成を育む活動であると認識しております。この育成に当たって県は平成23年度スポーツ少年大会を開催し、また、選手のリーダー養成講習会を5回開催しております。その一方で全体の児童生徒の減少に伴い団員数の減少傾向が懸念されていると成果説明書にも書いてありますが、この団員確保についてどのような取り組みをされているのかまず伺います。

相原スポーツ健康課長 スポーツ少年団の団員につきましては、残念ながら子どもの数が減少していることもございまして、絶対数は委員御指摘のとおり減少しているところでございます。団員確保の観点については直接、団員数の確保は単位団体ごとにPRをして、チラシを配るなど小学校等に協力してもらいながら、児童保護者へ広報するという手段が中心となっております。その他、特に大きな取り組みについてはございません。

永井委員

子どもたちの心と体の健康、健全化を図るために僕はこのスポーツ少年団はものすごく重要な団体であると思っており、また、私の仲間では何人もスポーツ少年団の監督、リーダーをやっている方がおられます。当然、そういう部分で重要だという考えがあるんでしょうけれども、大会を行ったりとか、リーダーを養成したりということだけではなくて、今、何もやられていないとおっしゃいましたが、やっぱり競技団体任せにはせずに、スポーツ少年団というのはこんな形でこういう部分でスポーツに親しむために重要なんだという団員確保のPRなども、積極的にサポートしながらやっていくべきだと思いますので、課長、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 PRという観点から言うと、体育協会のホームページの中にスポーツ少年団のページがございます。今年度から市町村ごとのスポーツ少年団を紹介する等の啓発活動を行っていきたくて考えております。それから、スポーツ少年団の根本的な問題として、スポーツ少年団活動の中でスポーツをすることの楽しさを感じさせる活動を求めることがまず第一にあるべきだとは思っています。そういうスポーツ少年団活動の中で、指導者による過度の早期専門化、勝利志向などというものが1つの課題として今ございます。こうした課題を解決するために毎年指導者の育成、それから資質の向上等の研修会を実施しておりますけれども、こうした取り組みを通して児童生徒・保護者からスポーツ少年団の

指導方法や活動に対する理解をさらに深めていくことによって、スポーツ少年団の団員数をふやしていけるのではないかと考えております。

永井委員

今、課長おっしゃいました、スポーツの楽しさを伝えていく、先ほどのジュニアアスリートの強化は、スポーツイベントでも一部の強化する選手だけではなくて、そこでまたスポーツ少年団のPRをしていく。また、ここには書いてなかった指導者の育成もされているということで、そちらのほうも非常に重要だと思います。専門的にやられている方ではなくて父兄が指導者になることもございますし、そういった方たちのほとんどがボランティアでやっている方も多いので、ぜひそういう方たちの情熱を消さないためにも、指導者の育成に努めいていただきたいと思っております。

(耕作放棄地の再生活用の促進について)

高木委員

耕作放棄地の再生活用の促進についてお伺いしたいと思います。

本県の農業は農家数の減少、また、それに伴って農業従事者の減少も同時進行しております。さらに全国を2歳上回る高齢化も進み、そういった中で耕作放棄地もふえており、そのことは農業生産の低下にもつながっております。多くの課題を抱える本県の農業だと思いますが、その中でもとりわけ耕作放棄地については中山間地域を中心に、また、最近では平地にも耕作放棄地や遊休地も広がっている、そういう状況が昨今の状況であります。地域の農業生産活動に大きな影響を及ぼし、また農村の景観にも問題を起こしております。

そこで成果説明書の42ページにあります、優良農地を確保し、農村景観の保全を図るため、耕作放棄地等の実態把握や利用状況の調査を行い、耕作放棄地の解消対策を推進するとともに、多様な担い手による耕作放棄地等の利活用促進とあって、耕作放棄地の実態調査や利用状況を調査したとありますが、その調査はどのように行われたのか、また、それをどのように今後対策に生かそうとしているのかお伺いをいたします。

小幡農村振興課長

耕作放棄地の調査結果とその活用及びその手法ということでございます。これは各市町村の農業委員及び市町村職員等々のお力をかりまして、市町村ごとに農地の利用状況、あるいは耕作放棄地の状況等々を実際に把握するものでございます。それをもとに耕作放棄地の解消指導や、農地の利用集積円滑化団体等を通じた地域への担い手への農地の貸し付けなどを指導しております。また耕作放棄地は荒廃の程度によりまして緑・黄色・赤の3段階に区別にいたしまして解消施策の導入の検討に活用しております。一方、県では市町村と連携する中で、これらの耕作放棄地データを地図情報システムへ格納いたしまして、各耕作放棄地対策を有効に活用し、多様な担い手であり、農家子弟や新規就農者、企業の農業参入など、多様な担い手が野菜や果物などを栽培する農地の利用集積に備えております。この中で、多様な担い手のうち昨今のものとしていたしまして企業の農業参入でございまして、平成23年には12社が参入いたしまして、そのうち耕作放棄地を、20ヘクタールの農地を使っているわけですが、そのうち10ヘクタールほどの耕作放棄地を再生活用して現在農業をやっております。例えば23年度につきましては忍野村の忍草で外食産業を営む県外企業の方が、耕作放棄地とされていた5ヘクタールの再生農地を利用いたしまして、リーフレタス等の野菜の生産に取り組み始めたというような大規模の企業の農業参入等々の事例がございまして。

高木委員

一生懸命取り組まれていることと、成果も出ていると思っておりますけれども、さらに具体的にどのようなところが取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

小幡農村振興課長 具体的な耕作放棄地の対策といたしましては、成果説明書の 42 ページのところでございますが、農地活用サポートセンターの設置・支援等でございますが、これは耕作放棄地になる、あるいは耕作放棄地になるおそれのある農地に対して、JA が作業についての等々をしていくわけでございますが、そのための耕作放棄地を解消する機械設備の初期投資の支援を行いまして、高齢化により管理ができなくなった耕作放棄地の解消や発生を未然防止いたしました。

それから、土地改良として 42 ページの下段の方になりますが、農業用水の確保が困難であるとか、進入路がない等々の理由により基盤整備の未整備のために生産できず耕作放棄地が多く発生している地域につきましては、耕作放棄地の解消・発生防止基盤整理事業や中山間地域総合整備事業などを実施いたしまして、圃場整備などと相まって耕作放棄地を解消し、使い勝手のよい優良農地へ再生いたしまして新たな担い手の集積も進めました。また、耕種農家、これは通常の農家ですが、それと畜産農家を連携させるモデル的な取り組みといたしまして、耕作放棄地へ肉用牛を放牧して雑草を食べさせることにより景観を保全する実証展示を県内 4 圏域で行いました。これにつきましては各取り組み者から好評を得る結果となっております。これらの取り組みによりまして平成 23 年度には 219 ヘクタールの耕作放棄地を解消したところでございます。

高木委員

具体的な話はよくわかりました。次に肉用牛の放牧の内容や今後の課題と展開をお聞きしたいと思います。耕作放棄地の取り組みについては、今、課長からお話がありましたけれども、肉用牛を放牧して耕作放棄地を減らす。これは農家にとってみれば餌の経費軽減につながっていくということで、大変おもしろい取り組みではないかと思えます。特に山際の狭い山間地域での放牧というのはおもしろいと思えます。これをどのように展開するのか、さらに広めていってほしいと思うんですけども、その点をお伺いいたします。

桜井畜産課長

耕作放棄地も条件が悪いところはなかなか管理が難しいわけですが、今うちの県でやっておりますのは、この条件の悪いところに肉用牛を放牧するというので、これを平成 22 年度から平成 23 年度にかけて肉用牛を放牧するモデル事業に取り組みました。初めて牛を放牧するというので、牛を飼ったことがないということで耕種農家側は非常に不安であるということと、それから、放す牛はどこの牛を使うかということで、この事業では県の八ヶ岳牧場に繁養をしております県有牛をお貸しして放牧をいたしました。2 年間で 8 つの地域で延べ 16 頭の牛を放牧いたしまして、2 カ年で 6.8 ヘクタールの耕作放棄地の管理を行いました。1 地区で大体 2 頭ずつ放牧をするんですけども、これにより非常に背丈ほどの高い草でありますとか、あるいは、傾斜地で機械が入らないようなところも牛が歩いて行って食べてくれるということで、非常に耕作放棄地がきれいになっております。

この放牧をしながら耕種農家の方々にもやはり牛の飼い方を見ていただくということで、県あるいは市町村関係機関が出まして、いろいろな電気牧柵の張り方とか、牛の管理の仕方などを指導しながら 2 年間やってまいりました。そんなことで、非常に耕作放棄地もきれいになった反面、逆に意外なことに地域の子どもたちが牛の放牧風景を見られるということで非常に話題になりまして、非常に予期せぬ 1 つ動物との触れ合いということで非常に効果があったと思えます。

ただ、課題は先ほど申しましたように、放牧する牛をどうやってならさせるかということで、今まで県が牛を貸してございましたけれども、これから耕畜連携ということで牛を貸し出す農家を育成するというので、今年度から畜産農家の牛を農家に貸し出すということを今やっております。これによりまして畜産農家では先ほど

委員さんおっしゃったように餌代が助かるということです。借り手側は耕作放棄地の管理ができることで、両方がメリットを共有する中でこの事業が続けばいいということで、ことしは 6 地区で 7.8 ヘクタールの耕作放棄地に牛が放されているところがございます。将来的にはこれからもっともっと広くやるためには、耕種農家側の利用者をふやすということと、それから、やはり貸す側の農家の方もふやしていかなければなりませんけれども、今それをやるために畜産側の農家が牛を貸して耕種農家側が借りるという体系から、もっと先に進めればそういった多くの条件が悪いところでも繁殖牛を一、二頭飼って、そこで子牛をとれば経済が生まれますので、もっと長続きするんじゃないか考えております。できれば畜産農家がそういった条件の悪いところで、牛を飼いながら耕種農家をふやしていくということにつなげていきたいと考えています。

高木委員

今の話の中で、経済効果もあるし、耕作放棄地も生かせるということのほかにも、教育的な子どもの別の角度の効果もあるということで、これが成功すれば非常に有効な施策ではないかと思えます。さらに進めてもらいたいと思えますが、これを進めていく上で当然予算化ももっともっともらわなきゃいけないと思えます。耕作放棄地を貸す方や酪農家、そして県や市町村の職員が連携をとってこのことに取り組んでいくことで一日も早く軌道に乗せる。そのことがまた山梨県の農業の、先ほど言った農業がいろんな諸課題を抱えているものの 1 つである、耕作放棄地の問題を解決していく方向につながっていくと思えますので、来年に向けてもさらに頑張っていたらと思います。

(確かな学力の定着・向上について)

次に、確かな学力の定着・向上について何点かお伺いをしたいと思います。

成果説明書の 108 ページですが、学力の向上についてはチャレンジ山梨行動計画や、チャレンジミッション、また山梨の教育振興プランなどにありますように、非常に重要な課題であると思えます。教育委員会としても大変この施策に力を入れていると伺っておりますが、そこで幾つかの質問をいたします。

まず学力把握調査についてですが、これは児童が学習していく上でいろいろなつまずきだとか、いろいろな問題を子ども抱えることがあります。そうした中で、そういった児童の学習のつまずきなどを把握する上で行っていると思えますけれども、どのように調査を行っているのかお尋ねをしたいと思います。

渡井義務教育課長

山梨県学力把握調査であります。これは平成 23 年 10 月上旬に実施いたしました。この調査は小学校 3 学年、それから 5 学年と中学校 2 学年を対象に全県の小中学校の児童生徒数の約 1 割を抽出して、小学校では国語と算数の 2 教科、それから、中学校では国語と数学と英語の 3 教科で行いました。調査対象学年につきましては、小学校 3 学年は学校教育の入門期であります小学校 1 学年・2 学年を過ぎた時期で、低学年の学習内容の定着度を確認するために行いました。それから、小学校 5 学年につきましては、抽象的な思考力が求められる、これは個人差が顕著となります小学校 3 学年・4 学年を過ぎたぐらいの時期で、中学年の学習の定着度を確認するために行いました。それから、中学校 2 学年につきましては、学習内容が高度化していきます中学校 1 学年を過ぎた時期で、小学校高学年と中学校 1 学年の学習の定着度を確認するために行いました。

高木委員

よくわかりましたけれども、その調査の結果により具体的な課題もわかったと思うんですね。それでどのような課題があったのかお尋ねをしたいと思います。

渡井義務教育課長

各教科の平均正答率で見ますと、相当数の児童生徒ができていると判断するの

が 80%と考慮しておるわけですが、それを上回ったのは小学校 3 学年の算数のみで、それ以外の教科は下回っており学力の定着状況は十分とは言えないという結果でありました。また、各教科ともに特定の領域や分野に課題があるということがわかりまして、また、記述式の問題が苦手であるという傾向が見られました。

高木委員

ただいまの説明の中で記述式の問題に課題があったという話を聞きましたけれども、この記述式の問題を解消していくためには、マルバツ式というものよりもさらに突っ込んだ勉強をしていかないとできないと思いますが、その改善を図ることが生徒の学力を向上させることにもつながっていくと思います。それを解決していくと言うか、さらに子どもたちが記述式の問題に対して回答率が高まるための、具体的なことを何かお考えになっているかどうかお聞かせ願いたいと思います。

渡井義務教育課長

今、御指摘の点につきましては、特に県の教育委員会でも重要な部分だと捉えており、平成 23 年 12 月に全公立小中学校の管理職及び担当者を集めまして、学力把握調査結果説明会を開催いたしました。その中で記述式の問題が苦手であるという課題も含めて、各学年各教科ごとに授業改善プランを県の方で作成しまして、そのことについて配付及び説明し、その活用を促す取り組みをいたしました。

高木委員

今の話についてはよくわかりました。

次に、学力向上パイロットスクールについてでありますけれども、この学校を県内に小学校 5 校、中学校 5 校選ばれたとあります。小学校は県内に 184 校、中学校は 87 校あります。そうした中で 5 校だけ選定するのは大変至難のわざだったと思いますにはそれなりの理由があったと思いますけれども、その点をお聞かせ願いたいと思います。

渡井義務教育課長

これにつきましては県内を 5 地域に分けて、その中から指定をしていきました。具体的には中北地域、峡東地域、峡南地域、富士東部地域、そして甲府地域の 5 つの地区に分けまして、その中核となる小学校と中学校の各 1 校をパイロットスクールとして指定をいたしました。

高木委員

指定理由はよくわかりました。

次に、学力把握調査は調査を行うことが目的ではないと思います。その結果を詳細に分析して今後どのように学力向上のために生かしていくのか、対策を練られていると思いますけれども、その点をお伺いしたいと思います。

渡井義務教育課長

委員の御指摘のとおり、学力把握調査の目的は児童生徒の学習の定着状況を把握して、早い段階から課題を解決するなど、きめ細かな指導に役立てるとともに、その分析を踏まえて一人一人の教師が授業改善を行うということにあります。そこで先ほども申し上げましたが、全県の管理職及び担当者を集めた会議等で説明をいたすとともに、先ほどの授業改善プランを自分の学校の学力把握調査の結果を分析する中で活用していただいて、各学校で一人一実践、それから、一校一実践という取り組みの中で授業改善に取り組んできました。

また、パイロットスクールが開催しました、授業研究会などには毎回多くの教員が参加しまして研究を深めております。特に、教員の資質向上を目指して大学教授や文部科学省の教科調査官などに指導していただきました。授業力養成講座につきましては、10 会場に 411 名の教員が参加しまして、その終わった後のアンケート調査の結果では 100%が「役に立った」と、このような回答を得ております。

高木委員 パイロットスクールに指定された学校は、自分のところがみずからそういった指定された学校としての役割を果たす中で、回りの学校にも成果を普及していかなければいけないという役割を持っていると思うんです。そういう中で、パイロットスクールの成果を具体的にどのように授業の改善に生かされたのか、その点をお伺いしたいと思います。

渡井義務教育課長 本年 4 月に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査では、県内の公立小中学校の約 5 割が抽出されて検査を行ったわけですが、小学校 6 学年では国語 A というもので、これは主として知識に関する問題です。それから、国語 B、これは主として活用に関する問題です。それから、算数 A、算数 B、理科と、この 5 分野において、また中学校 3 学年では国語 A、国語 B、数学 A、数学 B、理科の 5 分野の計 10 分野で調査が行われましたが、全体の半分に当たる 5 つの分野で全国平均正答率を上回ったという結果になりました。また、全国平均正答率を下回った分野におきましても、前回調査と比較しましてその差は縮まってきておりまして、本県児童生徒の学力が改善傾向にあると言えます。

この全国学力・学習状況調査は児童生徒の学力をはかる 1 つの指標にすぎないわけですが、これまでの学力向上対策の成果があらわれつつあるのではないかと捉えています。今後も市町村教育委員会と連携する中で、授業改善を図って児童生徒の学力の定着向上に努めてまいりたいと考えております。

高木委員 今の話を聞きますと、着実に成果があらわれているということで大変喜ばしいことでもありますけれども、そのことに甘んじることなく、子どもたちのために、また未来をしょってもらわなきゃならない子どもたちが、より豊かな学習環境で勉強を学び、きちっとした教育が受けられるように、環境整備に全力を傾注してほしいということを願いまして質問を終わります。

(農産物の輸出拡大について)

久保田委員 成果報告書の 23 ページの農産物の輸出拡大について伺います。

本県では恵まれた自然環境のもと農業者の卓越した技術とたゆまぬ努力、さらには行政や J A などの関係機関による支援により高品質な果実が生産され、ブドウ、桃、スモモは生産量日本一を誇っています。しかし若者の果実離れが進んでいると言われ国内の消費量は伸び悩みの傾向である。知事は県産果実の輸出拡大をマニフェストに掲げトップセールスを実施してきたが、このような状況の中で海外における本県果実のブランド化力を高める、輸出拡大を図ることは大変重要であるが、実施状況と効果について伺います。まず、シンガポールで知事みずからによるトップセールスを行ったほか、台湾・香港のプレゼンテーションや販売促進活動を支援しているか具体的な内容を伺います。

小野農産物販売戦略室長 トップセールスなどの具体的な内容についてであります。シンガポールのトップセールスでは、昨年、原発事故の影響もございまして、シンガポール政府農食品獣医庁を表敬訪問いたしまして、県産食品の安全性の説明と輸出拡大への支援要請をするとともに、現地百貨店との情報交換や店頭での県産果実トップセールス、物産商談会、富士の国やまなし魅力説明会などを実施いたしました。台湾においては、山梨県果実輸出促進協議会と県職員によりまして、7 月下旬から 8 月にかけて現地百貨店での富士の国やまなしフルーツフェアを開催するとともに、現地果物輸入会社のバイヤー等を集めて本県産果実の魅力直接アピールする県産果実プレゼンテーションを実施いたしました。香港におきましても、県果実輸出促進協議会と県職員によりまして、8 月から 9 月にかけて本県産果実の認知度

向上と輸出量の拡大を図るため、富士の国やまなしフルーツフェアを現地百貨店や食品専門店で開催いたしまして、本県産実の高品質、食味のよさを現地商社に直接伝え、本県産果実の認知度向上に努めたところであります。また、現地果物輸入会社や現地小売店のバイヤーを訪問して本県産果実を直接PRいたしました。

久保田委員 今の御説明でトップセールスなどの内容はわかったのですが、シンガポールあるいは台湾・香港への輸出量を教えてください。

小野農産物販売戦略室長 平成 23 年度の輸出量でございますけれども、これは統計的な数字とはちょっと違しまして、本県でそれらの輸出業者に直接聞き取りを行った状況でございますが、桃の輸出実績としまして、台湾では 40 トン余り、それから、香港で 46 トン、シンガポールが 2 トンでございます。また、ブドウにつきましては、台湾が 20 トン、香港が 1 トン、シンガポールが 0.5 トンという状況でございます。

久保田委員 一宮とか、笛吹などといった、出荷農協ごとの実績はわかりますか。

小野農産物販売戦略室長 市場経由をするものについてなかなか農協ごとの数字を把握することができませんので、そういう数字というのは持ち合わせてはおりません。

久保田委員 またわかったら教えてください。

そこで、予算で 378 万 6,000 円に対して 216 万程度と半分程度の執行となっておりますが、その理由をお聞かせください。

小野農産物販売戦略室長 福島第一原子力発電所事故の影響によりまして、当初、諸外国におきまして輸入規制や日本産食品の消費減退が見られましたことから、夏果実中心で活動を行っている本県ではフルーツショップの期間短縮、それから全体的に活動を縮小して実施したということや、相手先との交渉により経費節減に努めたということで執行は半分程度になったところであります。いずれも当初予定した事業の箇所数等実施されておきまして、経費節減等による減額となっております。

久保田委員 わかりました。原発事故による影響でやむを得ないと思いますが、香港の輸出は前年を上回ったとのことであり、海外のセールスを一過性のもので終わらせてはならないと思います。そこで、ほかに地域を含めて現状どのような効果があらわれているのか、また、今後の期待できる効果について伺います。

小野農産物販売戦略室長 本県産果実の主要な輸出先であります台湾・香港・シンガポールにおきましては、継続的に本県産果実をアピールするために毎年現地百貨店等でフェアを開催するとともに、現地バイヤー等を訪問して、桃だけでなくマスカット等の新たな品目の提案を行うなど、一過性でなくビジネスベースでの輸出が拡大していくような活動を継続しているところであります。本年、香港におきましてトップセールスを実施したところでありますが、香港内の小売店の多くの店頭で本県産の桃が販売されておきまして、他県の担当者からもうらやましいとの評価を受けるなど、本県産果実の認知度とブランド力の着実な向上を実感したところであります。これは平成 21 年度に香港で最初のトップセールスを行ったところでありますが、その後、継続してプロモーション活動を行ってきたといったところが効果としてあらわれているのではないかと考えております。現時点では出荷量に全体に占める輸出量の割合は少なく直接的な効果は限定的ではありますが、今後も経済発展が続く東アジア、東南アジア諸国を中心にプロモーション活動を継続しまして、アジアの富裕層

に山梨ブランドを強く知りつけることで、本県産のブランド力向上を図っていくことがさらなる輸出拡大につながっていくものと考えております。

久保田委員 努力はわかるんですけど、海外での販売価格は山梨県の価格とどのくらいの差があるんですか。

小野農産物販売戦略室長 物によってその差というのは変わってくると思いますけれども、3倍くらいの開きからさらにもっと開いている可能性はあります。

久保田委員 今、農家は果物づくりをやっても直販ができる農家はある程度利益がでるのですが、高齢化の人たちがやっている農家などは出すだけで、生産すれば赤字だというようなことを聞きます。やはり海外はもとより、国内でもトップセールスなどやってほしいと思っているんです。当然、国内はやっていると思うんですけども、さらなる努力をしていただきたいと思います。

(農村地域新エネルギー利活用推進事業費の執行残について)

安本委員 長時間、真剣な議論が続いておりましてお疲れだと思いますけれども、午前中最後の意見書だと思いますのでどうかよろしくをお願いします。

私のほうから歳入歳出決算説明資料、農の11ページ、アンダーラインのある一番下の目「土地改良費」、農村地域新エネルギー利活用推進事業費の執行残3億7,362万円について伺いたいと思います。

この事業につきましては成果説明書の31ページ、これはちょっと事業名が違うんですけど、農村地域へのクリーンエネルギー導入の支援という事業がありまして、この土地改良費の科目のところ、予算額4億2,455万円、執行額が4,066万円、翌年度繰越額が1,017万円、差し引きしますと残額が3億7,362万円で、先ほどの執行残と同じですので同じ事業だろうと思いますけれども、今、クリーンエネルギーの導入につきましては県を挙げてと言うか、国を挙げて世界でもそれぞれ進められている中で、予算の確保ができないならまだしも、4億円もの予算が認められて、その中で執行残として3億7,000万円あるというのは非常に残念であります。その内容についてちょっとお伺いをまずしたいと思いますけれども、この農村地域へのクリーンエネルギー導入支援の事業実施の経緯ですとか、事業の目的、それから全体的にどういうことをやられようとしたのかお伺いをします。

山本耕地課長 委員の御質問の農村地域のクリーンエネルギーの導入支援でございますけれども、事業名は農村地域新エネルギー利活用推進事業でございます。事業の経緯と目的ですが、山梨県では平成21年3月に策定いたしました山梨県地域温暖化対策実行計画におきましてCO₂ゼロやまなしの実現を目指すとして、CO₂削減に向けて取り組んでいるところであります。本県の農村地域は日本一の日照時間、また豊かな水資源に恵まれておりまして、太陽光、それから小水力発電の新エネルギーの導入に適している地域でございます。このため、農政部では平成21年度より農村地域の恵まれた資源を生かし発電施設を積極的に導入するために、新エネルギーの導入支援と施設整備を実施し、農村地域の低炭素社会の「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指す事業を実施してきております。これまでにモデル地区といたしまして太陽光発電施設の整備、それから小水力発電施設整備の検討、また、これらの導入支援のための実地調査を行ってきました。

安本委員 説明いただきましたけれども、知事が2050年ころまでにクリーンエネルギーの導入促進と、それから省エネルギーを進めながら県内で必要なエネルギーを10

0%県内で賄うといった、エネルギーの地産地消を提唱しておりまして、やまなしグリーンニューディール計画の推進指針では、おおむね2050年には県内の太陽光発電と、それから小水力発電プラス既存の大規模水力発電1,000キロワット以上のものがありますけれども、合わせて年間52億4,600万キロワットアワーを発電するという計画になっています。この事業はその計画の中でも農政部が所管されている大事な事業だと私は思っているところです。太陽光、小水力などの話がありましたけれども、まず、太陽光における平成23年度までの実施状況や、今後の取り組みについてお伺いをします。

山本耕地課長 太陽光発電の施設につきましては、平成23年度まで県内の一部でモデル的に実施をしております。一部は北杜市明野町の永井原地区、これは圃場整備で造成されたのり面に太陽光発電施設出力200キロワットを設置し、現在稼動中でございます。もう1地区は山梨市の笛吹川地区でございます。これは畑地かんがい施設のファームポンド、これは畑かん用の水を一時的に貯留する施設ですけれども、これの上に合計3カ所で合計155キロワットの施設を設置し、現在稼動中でございます。それから、次の御質問の平成24年度の実施状況でございますけれども、永井原地区におきまして平成23年3月の震災以降、再生可能エネルギーの関心が非常に高まっているということから、農業分野においてもさらに活用、増設等をしていかなければいけないということから、平成23年6月に国に増設申請をいたしまして、平成25年度までに計画出力でありますけれども、600キロワット程度まで増設をする計画をしております。本年は、増設のための設計あるいは関係機関との協議をしております、工事を一部発注を予定しております。

安本委員 造成地ののり面の活用だとか、かんがい用水の上はあいているわけで、そういったところに設置をされるということであまりいいのだと思いますけれども、次に小水力発電のほうですが、これについて平成23年度までの実施状況についても簡潔に御説明願いたいと思います。

山本耕地課長 小水力発電の平成23年度までの実施状況ですけれども、平成21年度から太陽光とあわせて小水力も基本調査を実施しております。平成22年度に韮崎市、南アルプス市の両地区で実施をすることとし、それに向けて導入の検討を進めております。平成23年度は国土交通省と河川協議を行うこと、また発電施設の検討を行ってきたところでございます。

安本委員 今回の韮崎市と南アルプス市は徳島堰の上流部と最後の下流部だと聞いていますけれども、平成23年度はどうしてこんな多額の不執行となったのか御説明をお願いします。

山本耕地課長 平成23年度予算の不執行の理由でございますが、韮崎地区におきましては、国土交通省との水利権協議におきまして、発電水量の用水路の算定等の協議に多大な時間を要しているということがございます。また、南アルプスにつきましては、設置予定箇所が最下流部にあるということで非常にごみ等の対策が必要になるということから、そのことについて整備後の財産譲与を受ける南アルプス市との協議等に時間を要したということがございます。さらに加えて、当初、平成21年から検討を進めていたわけですけれども、平成23年3月の震災以降、非常にこうした新エネルギー、再生可能エネルギーの技術革新が進んでおりまして、新たな技術や手法も出てきています。イニシャルコスト・ランニングコスト等を低減するため、それらのものについても関係する機関と協議をする中で進めていきたいということ

で、両地区における工事費の 3 億 7,362 万円の執行が困難となったということでございます。

安本委員

今のお話しを伺うと水利権協議で長期間要するとか、新しい技術革新があって、多分、水車の部分が効率のいいものが出てきたりしているんだろうとは思いますが、それでも、これは繰り越しにされてもよかったんじゃないかなと思うんですが、どうして不用額にしようとされたのか、そのところをお伺いしたいと思います。

山本耕地課長

先ほどもちょっと説明はさせていただいたわけですが、水利権協議というのは、非常に時間を要するということがあります。それから、新たな技術の導入ということであるべく地域の負担が少ない中でより効率的なもの、また維持管理が楽なものという部分を導入の関係機関と調整するということが時間を要するというので、平成 24 年度にこの辺の課題解決に向けて取り組み、平成 25 年度に着工していきたいということで、繰り越しではなく不用額とさせていただきました。

安本委員

今、お答えいただいたので新たな形で取り組むということで、それは安心をしているんですけれども、私もグリーンニューディールの県の計画の推進指針による、小水力発電は比率としてそんなに多くありません。全体で先ほど申し述べました約 52 億キロワットアワーのうち、小水力 1 億 6,000 万キロワットということですが、太陽光に比べて、夜も動くわけで夜間の電力にもなりますし、大規模な送電網に接続する必要はそんなにないと思っております、その地域ごとのコミュニティ近くのところで必要なところに送っていくことができれば素晴らしいと思います。それから、私も農村の出身ですので思いますけれども、農村地域に水車があるというのは昔からの原風景なわけで、そういったことも言えるのかなと思うんですが、先ほどの少ないとはいえ 1 億 6,000 万キロワットアワーというのは、企業局で調査をしました 98 カ所の県内の発電可能施設が全部フル稼働ということで積算をされています。

小水力については水源の区分がいろいろありまして、上下水道の利用は既に貯水槽のところの圧力を使ってやることが実証されていると思います。当然、河川の利用、それから砂防堰堤とか、ダムの維持放流の利用、そしてかんがい用水と、今回のこの事業のところ 4 つに分かれているわけですが、この事業はかんがい用水の利用の部分で、先ほど、県内開発可能地点、企業局調査で 98 カ所ありましたが、24 カ所のかんがい用水の活用というところがあるわけです。その県として支援をしていくパイロット事業でもありますので、私はうまくいかないこともあるかもしれませんが、ぜひやっていただきたいと思います。水利権の国土交通省との協議については、県の方からも平成 25 年度の予算の要望・提言の中で書類を少なくするようとか、いろんなことがありますけれども、福島県だったと思いますが、地熱発電を活用するという件で当初、国は自然公園内での直掘りは許さないと、斜めに掘れというような本当にばかな話だと思いますけれども、例えば 1,000 メートル掘るのが横から掘ったら何キロ掘らなきゃいけないのか、外から掘れば 20 キロもかかるかもしれないわけで、そういうさまざまな要望をしていく中で、正確にはわかりませんが、特区などの活用で直掘りが認められているという事例もありました。

この小水力の水利権の問題については全国共通の課題だと思いますので、もっと県から強く要望していただいて、私も説明を受けましたけれども、わけのわからないことを国のほうは言っているなと思います。強く要望をして解決をしていただきたいと思いますし、それから、水車のところにいろんなごみが詰まるということについても、これも全国共通の課題で、水路上にオープンになっているものに

については必ずあるわけですがけれども、それぞれ進めている県で例えばごみが詰まれば携帯電話に連絡が来るようなシステムをつくっているようなところもありました。ぜひそういったことを踏まえて御努力いただいて、ぜひ実現をしていただきたいということで意見書を書かせていただきました。今年度しっかりやって、平成 25 年度で実施していただけるということですのでけれども、もう一度そのところをお願いします。

山本耕地課長 先ほども申しました平成 25 年の着工に向けて取り組んでいくということでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、山梨県の河川から取水しているかんがい用水、ほとんどが慣行水利権ということで、今も知事から国への施策提案要望において強く検討書の省略であるとか、事務の簡素化をお願いしているところではありますが、引き続きこれを強く国へ要望していくということで、先ほども言いましたように 2050 年までにクリーンエネルギー率のシェアを 100%にするという知事の思いの中で、当然その地域もそれに貢献していかなきゃいけないということで、私どもといたしましても農村地域の恵まれた自然資源を生かして、積極的にこれからも再生エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと考えております。

質 疑 企業局関係

(丘の公園のあり方の検討会について)

桜本委員 成果説明書の 136 ページの丘の公園のあり方の検討会につきましてお伺いをいたします。まず、検討委員会の委員会構成並びに今年度の開催状況、また、今後のスケジュールについて一括して御説明をお願いします。

二茅総務課長 検討委員会の委員構成や開催状況、それから今後の予定というお尋ねでございますが、まず委員会の構成ですけれども、有識者 8 名で構成しております。内訳といたしましては、経営学の専門の大学教授、それから公認会計士、産業関係の研究機関、2 つの機関から出ていただいております。あと、公営企業管理者の経験者とあわせてあと地域の代表ということで 3 名参画していただいております。地元の観光団体の代表、そして丘の公園の指定管理者制度を始めるに当たりまして、企業局、指定管理者、北杜市の地元の代表ということで 3 者で協議会をつくっておりますが、その協議会の地元代表の方が 1 名、あと地元の公益法人 1 名、地元から 3 名参画いただいております、8 人で構成しております。

本年度のこれまでの開催状況ですけれども、3 月に委員会を設置しまして指定管理者の状況や、丘の公園の概要を御説明いたしまして、課題等を話し合ったところです。今年度は 6 月に 2 回目を開催しました。現地を見ていただいて指定管理者の収支状況等を説明する中で、事業ごとの課題等を御論議いただいております。8 月に 3 回目を開催したのですが、事業の必要性、経営形態をどうするか、また、どういった経営改善方策等があるか等につきまして意見交換を行っております。今後の予定ですけれども、12 月に 4 回目の委員会を開催いたしまして今まで出されております意見をまとめていくスケジュールになっております。

桜本委員 委員会等の開催の中で今後の施設の必要性といったことも話題として検討しているという御説明がありましたが、実際に施設としては借り入れと言うんですか、現存するそういった負債等はいかほどあるんですか。

二茅総務課長 地域振興事業の借り入れの状況でございますけれども、電気事業会計から借り入れております。建設改良に係る分、営業運転に係る分があるわけですが、平成 23 年度末残高といたしましては 61 億 6,800 万円余になっております。内訳ですが、建設改良に係る分が 33 億 8,800 万円余、営業運転に係る資金について 27 億 8,000 万円余となっております。

桜本委員 平成 26 年度で今の指定管理者との契約が切れるということで、それを見越して次にどんな考え方でやっていくかという、そういう検討が始まっているということはこれで見取れるわけですが、例えば、指定管理者から、ここ何年か指定管理されているかと思うんですが、その中で幾ら県の方に入ってきているんでしょうか。

二茅総務課長 指定管理者制度が始まりましたのは平成 16 年度からですが、納入金を指定管理者から納めていただいております。平成 16 年度から平成 20 年度につきましては、協定書のとおり 1 億 5,000 万円を納入いただいております。平成 21 年度、平成 22 年度につきましては、指定管理者から申し入れがございまして、重油の高騰あるいはゴルフ場の利用単価の低廉化などという指定管理者の責務に帰すべきではない部分について、協議によりまして 2,000 万円の減額を行っております。平成 23 年度、昨年度につきましては東日本大震災が 3 月にありまして、4 月、5 月について利用者が大幅に減ったということで、その分も加味しまして 3,000 万円の減額ということで 1 億 2,000 万円の納入ということになっております。

桜本委員 今の毎年の経過を踏まえて、62 億円を償還するということに関しては大体おおむねあと何年ぐらいかかるという、そういった数字をお持ちでしょうか。

二茅総務課長 償還計画でございますけれども、納入金による収入が主になるんですが、そこから毎年度 8,000 万円程度を償還する計画に今なっております。平成 100 年度には償還終了という計画になっております。

桜本委員 ちょっと引き算が難しいんですが、100 引く幾つでその引き算だと、多分、私もその当時には現存をしていないというような数字なんですが、公営企業という 1 つの位置づけがあって、スタートが例えば県民の健康増進、あるいはスポーツ振興というようなおおむねそういった位置づけがあったわけですが、民間企業からするとやっぱり施設をつくって、富士急ハイランド等の規模からすれば、例えば 35 年とか、50 年規模の数字が出るかとは思いますが、こういった一事業の中でそれほどの年月をかけて償還計画を持つというものが、私はちょっとあり得ない計画だとは思いますが、その辺いろいろな時代背景とともに来ているわけですが、その点についてはどのような考えでございますか。

二茅総務課長 平成 100 年度まで長いんじゃないかという御指摘でございますけれども、現在、借入金の償還、あるいは今後の丘の公園の施設をどうしていくかといったものを含めまして、先ほど申し上げた、あり方検討委員会で御議論いただいている状況でございます。

桜本委員 私も全ての事業部門を把握しているわけではないんですが、例えば、丘の公園の中にもゴルフの部門とかアクアの部門など幾つかあるかと思うんですが、その事業形態も含めた中でこの部門がいいんだとか、この部門が非常に厳しいんだというこ

とをちょっと御説明していただけますか。

二茅総務課長 事業ごとの状況でございますけれども、ゴルフ場につきましては昭和 61 年度から開設しておりますが、開設当初年間 4 万人台の利用がございまして、八ヶ岳コース 9 ホールを増設した時期ですけれども、それから平成 10 年ごろには 5 万人から 6 万人台で、平成 11 年度からは 4 万人台に減ってきて、昨年度は、3 万 8,800 人の利用という状況になっております。

次に、レジャー事業ですけれども、当初はテニスコートやパターゴルフ等を提供し、2 万人台の利用でした。平成 8 年度にアクアリゾートとオートキャンプ場を開設いたしまして、それ以降は 12 万人から 16 万人という利用になっております。昨年度は 13 万 1,900 人余の利用がございました。

まきばレストランが平成 6 年に開設しておりますが、開設以来 3 万 5,000 人から 5 万人台の利用になっておりまして、平成 23 年度は 4 万 8,500 人余という状況です。

昨年度の 3 施設の合計は、22 万 4,600 名余ということで、昭和 61 年度の開設以来 3 事業の累計は 483 万人余の利用状況になっております。

桜本委員 今聞けば、非常ににぎやかな施設だというように感じるわけなんです。これは、人が来るわりにお金を落としていってくれないということでしょうか。それともそれ以上に経費がかかり過ぎて人件費がかかるあるいは光熱費がかかると、そこはどのような分析をしているのでしょうか。

二茅総務課長 ゴルフ場につきましては、やはり指定管理開始当時から 1 人当たりの単価と言いますか、それが 2,000 円ぐらい落ちている状況にあります。

アクアリゾートなどのレジャー事業とレストランにつきましては、1 人当たり使っていただけの金額が、だんだん下がっている傾向があることを指定管理者のほうから聞いております。

桜本委員 これだけの大勢の方が御利用されているということで、例えば、あり方検討委員会の中で売却も含めた検討も含まれているのでしょうか。あるいは、そういった経緯の中で今まで売却を含めた検討はしたことがあるのかどうか、あるいは、あるのであればその当時どのくらいの金額提示が考えられたのか、わかる範囲でお伝えください。

二茅総務課長 検討委員会におきましては、丘の公園が果たしてきた役割、あるいは指定管理者制度の実績等も踏まえまして、平成 25 年度で指定期間が終了するので、平成 26 年度以降について事業をどうするかということを、さまざまな角度から検討をいただいております。

施設の売却について検討したことがあるかということですが、指定管理者制度を導入する以前に、やはり有識者からなる検討委員会を設置しておりまして、その際に売却した場合の試算を行っております。その当時の試算では大体 7 億円ぐらいという結果が出ておりますが、それ以降の取引の状況などを見ますと、もう少し下がるんじゃないかと想定しております。

そういう過去の例もあるんですが、現在の検討委員会におきましては、指定管理者制度を継続していくのか、または地元へ移管する場合はどうか、あるいは委員がおっしゃった売却することはどうかといった、さまざまな可能性について検討して御意見をいただいているところでございます。

桜本委員

当初は昭和 6 1 年に山梨県の八ヶ岳南麓地域と言うのですか、そういった観光振興も含めてというようなこと、そして県民の健康増進とか、スポーツ振興という位置づけの中で、県のそういった施策の中の一環でつくられた部分が大きい部分を占めていると思うんですね。しかし、一方、こうした経済事情の中で数百億かけたゴルフ場が売却のときには、数億円だったというようなことも当たり前のように全国からも聞こえます。そういった中で、安易にただ売却をすればということではなくて、もうちょっと指定管理者に知恵を使ってもらい、例えばレストランもただゴルフ場や、ファミリータイプのものをつくっているということではなくて、そこでディナーショーを行って、そして、ディナーショーで食べた人がその周辺のペンションなどに泊まるとか、あるいは余り使われてない運動場を活用して、グラウンドゴルフで大会を開催する、あるいはゴルフ場も雪が降ればクローズになってしまう。そのクローズとなっている期間をどのように使っていくかというように、やはり指定管理者制度は、それぞれの企業の知恵をかりるわけですので、1 つ 1 つの部門に対してどれだけ企業ノウハウをそこに出してくれるか、そして、これだけ収入が得られれば指定管理料をこれだけふやせますよという知恵をぜひ募りながら、ただ単にそれが施設だけの黒字化を生むということではなくて、八ヶ岳南麓地域の経済効果も生むような地域全体を巻き込んだ指定管理者を選定するように、早い段階から知恵を使って新たな指定管理者に向けて、この部門はこうしよう、ああしようといった事業の開拓を図って欲しい。やっていることは今の時代に全く合っていると思うんです。オートキャンプ場だとか、バーベキューだとか、本当にやりようによっては単体でも黒字を生めそうなものばかりだと思うんですが、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

二茅総務課長

委員のおっしゃるとおり、指定管理者制度ということで民間の経営ノウハウを生かす中で、丘の公園施設の活用を図っていくという認識でおります。

今、委員がおっしゃるとおり、地域との連携、あるいは施設をもっと有効活用すべきだと、あるいは、ゴルフ場休業期間の冬場の集客をもっと工夫を凝らせという御指摘でございますけれども、指定管理者におきましてはこれまで地域との連携を図るとともに、冬の期間に冬花火でありますとか、オーロラ伝説などの知恵を出したイベントも実施しております。

平成 2 6 年度以降につきましても仮に指定管理者制度を継続するという場合には、そういった冬の間は今より集客力のあるイベント、あるいは地域と連携して地域ともども活性化できるような提案、あるいは今あまり活用されていない施設についてもどういった有効活用方策があるかといったことにつきまして、応募する際、提案をいただいて指定管理者の選定を行っていきたくと考えております。

桜本委員

先ほど、あり方検討委員会の委員の構成メンバーの説明もありましたが、平成 2 6 年度に向けて県としてはということの中で、専門のリゾートを開発してきた、あるいは再生してきたような方をあり方検討委員会の中に含めていただいて、本当にいろいろな面から検討を加えられるような、そして、指定管理に対するプロポーザルと言うのですか、いろいろなこういうあらゆる多岐の面にわたって提案できるような、そういった基礎的なものを今まさにやっておかなければならないという考えを私はもっているのですが、どのような考えをお持ちですか。

二茅総務課長

先ほど、申しましたように検討委員会の委員には大学の教授は経営学専門ですので類似の施設につきましているいろいろ研究しております。また公認会計士につきましては、最初の指定管理者選定の際に選定委員会に参画していただいておりますので現状もよく知っており、他県の状況なども詳しいということもあります。そのよう

な委員方からいろいろな有益な意見をいただいて、次の方策について、相談しながらやっていきたいと考えております。

桜本委員 あと、電気事業部門からの借り入れを行っているとの話ですが、本県では湧出量豊富な温度の高い温泉が出ております。こういった公益事業として温泉の熱交換を使ったエネルギーを、先ほど、午前中の委員会において、安本委員のお話にあったように地熱利用といったことも、そこは企業局の専門分野でもありますので、その辺の検討というのは考えたことがあるのか、あるいは、すでに進められているのか、状況をお聞かせください。

二茅総務課長 御提案ありました温泉の余熱を活用した発電というお話ですけれども、今までそういったことを検討した経緯はございません。今後、丘の公園の事業、電気事業も含めまして今後の課題とさせていただきたいと思っています。

桜本委員 ゴルフ場もそういった温泉と言うか、地熱を使った中でオールシーズンできるような、そういったゴルフ場にもなるかもしれません。ぜひ本業のノウハウを生かしながら、丘の公園にも通用するような検討、研究、勉強をすぐ始めていただきながら、一日も早く一円でも早くお返しできるような体制を整えていただきますよう御検討ください。

(地域振興事業について)

丹澤委員 桜本委員の質問と重複しますので重複する部分は避けます。公営企業の決算審査意見書の 29 ページを御覧ください。財政状況についてということで、長期借入金残高が 61 億円余とありますね。「残高の削減が確実かつ早期に図られるよう努められたい」と書いてありますけれども、今、お話を聞いて 61 億円を返すのに平成 100 年までということで、その 100 年までの償還計画は年に 8,000 万円ずつ返す計画ですよ。今、現在返しているのは、平成 22 年度が 4,000 万円、平成 23 年度が 4,800 万円ということで半分になっています。そうすると、平成 100 年までに 61 億円をすべて償還し終わるということは、この計画そのものも無理になっているわけなんですけれども、これを返すためには、この丘の公園の会計の収入部分というのは 1 億 5,000 万円しかないんですよ。何ぼ頑張ったって 1 億 5000 万円しかないんですよ。この 1 億 5000 万円のうちから、土地代として恩賜林県有財産を借りていますから、この支払いをしなければならない。残った部分が償還に回るわけですけれども、そうすると、この 1 億 5,000 万円しかない部分をどういうふうにしてこれが返していけるのか、早期に決着を図りたいと言っているけれども、どういう方法があるんでしょうか。

二茅総務課長 償還計画は年間 8,000 万円ですけれども、1 億 5,000 万円のうち、約 6,000 万円が土地の県有林の借地料に回りますが、減価償却費等の現金支出が伴わない部分がありますので、そちらのほうで償還へ回している状況です。今後は施設の維持も念頭に入れて現金収支で残った分について償還をしていくということで考えております。

丹澤委員 大変努力をしなければならぬことだと思うけれども、しかし、それは幾らやっただって 1 億 5,000 万円しかないんですよ。貸付料がただになったって 1 億 5,000 万円しかないんですよ、財源というのは。61 億円を早期に返すと言っているわけですけれども、今、売却ができるかという話もありましたよね。そのほかに方法とすれば、いや、可能性とすれば、どういう方法がありますか。

二茅総務課長 借入金をどうするかという可能性ということによろしいでしょうか。
 可能性ということであれば、電気事業のほうでその債権について何とかしてもらおうということはあるんですが、ただ、電気事業の今後の経営等もございますので、それについてはちょっと難しく、慎重に検討していかなければならない。
 一般会計のほうに移管してやってもらうかということになりますと、債務と言いますか、約 6 2 億円については確定してしまうということもありますので、それについても電気事業への影響もある。
 そういうことを考えますと、現時点では、やはり指定管理者制度を継続していく方法しかないんじゃないかということが検討委員会の中で意見をいただいております。

丹澤委員 もう、だから選択肢はないんですよ。電気課長さんも来ているけれども、電気事業会計の 6 1 億円を全部債権放棄すると言ったって、電気事業会計に蓄積している金というのは電気事業に使うために蓄積した金ですから、それを地域振興事業のために 6 1 億円を放棄するということは、これはあり得ないことですよ。そうすると、あとは一般会計で補填するかといったら、県で出資法人だけで 1 5 0 億円の金を今から負担しなきゃならないときに、まだこれに 6 1 億円も一般会計で負担すると言ったら、これはできない。残っている選択肢は、今、課長さんがおっしゃるようにもう指定管理者しかない。その指定管理者から入ってくる金は 1 億 5,000 万円です。この 1 億 5,000 万を全部返したって、6 1 億円を返すのに何年になるんですか、4 0 年もかかるわけですよ。1 億 5,000 円すべてを返しても。それが借地料も払わなきゃならない、また建物が 1 0 0 年間壊れない、あるいは、ゴルフ場が 1 0 0 年間何も維持管理をしない状況の中でこれをやっているんですから、これはまさに今やっていることは先送りをしているだけの話なんですよ、延命策をとっているだけの話なんです。
 さっき、桜本委員から話があったけれども、この 1 億 5,000 万円をどうしたらたくさんもらえるのかという方法を考えなきゃならない。大体企業が行き詰ったとき、ここにも企業経営をしている人が大勢いらっしゃいますけれども、赤字部門を切り捨てるでしょう。一番この中でもとになってお金为建设費にかかったというのはゴルフ場以外に何ですか。それは幾らかかりましたか。

二茅総務課長 ゴルフ場以外ですとまきばレストランの関係で約 5 億円を要しております。あとアクアリゾートの建物関係で、こちらの方も約 1 0 億円という借り入れを行っております。

丹澤委員 アクアリゾートが 1 0 億円というのは償還残額ということですよ。この 6 1 億円のうち、未返済額が 1 0 億円ということですか。投資額はもっとかかっていますよね。

西山企業理事 アクアリゾートの建設費は 1 7 億 2,6 0 0 万円ほどかかっております。

丹澤委員 今、やっている部門の中で採算が合わないものも、きっとやっていることによって出てくる。特にアクアリゾートは水回りがあるわけですから大変なことになると思うけれども、温泉を掘り当てたということがあって、あれをきつとつくったんでしょうが、そういう部門をどうするのか。もう残す方法は指定管理者制度しかないんですから、県がやったって絶対に黒字になるはずはない。だから、さっきも質問があったように、そういうノウハウを持っている人にやってもらうことによって、

少しでも収益を上げていこうという考え方ですから、そうすると、収益を上げるために不要な事業というのを県が指定管理をするときに切ってやらないと、指定管理者はそれをあわせてやらなきゃならんことになりますよね。もうそういう方向性というのは1つしかないんですから、それをどういうふうにしていったらこの1億5,000万円をもっとふやしてもらえるのか。そういうふうなことをしていかないと、ただ単にこれは先送りをしているだけであって、もう行き詰っているんです、本当はね、ただ単に延命しているだけですよ。

だから、それを皆さんがあり方検討委員会でやっているけど、そこで何を議論するかというと、この事業そのものがもともとは丘の公園をつくったのは、軽井沢に勝るとも劣らないような避暑地をつくらう、そのためにはどうしてもゴルフ場が必要で、ゴルフ場は指定管理をするときには県外からそういう富裕層を連れてきてやりましょうということで、セラヴィリゾートが入っている関西・中京方面に強いという、そういうことでこれを指定管理者を選んできたんでしょ。今、県内のお客さんを取り合って、そして価格競争に巻き込まれてしまっている。官がやるのが民と同じになって競争してしまっている。そうでなくて、もっと高い理想があったはずですよ。県外からもっと連れてきましょうという考え方があったはずですよ。そういうふうなことをやっぱりしていかないと、民間と一緒に県が競争して、それは負けますよね。だから、そういうこともよく検討委員会の中で検討してみたいと思います。

後藤公営企業管理者 今までも委員からお話がありましたとおり、そもそもこの丘の公園、八ヶ岳南麓地域の観光振興、地域振興等の1つの拠点としてつくられてきたわけでありまして。利用人数が当初最盛期よりも下がったとはいえ、年間まだそうはいっても20万人以上の利用客を擁しているということで、今の借入金の問題等もございましてあり方検討委員会でいろいろ検討してもらっていますが、今、委員からおっしゃられたことを、これをよく踏まえまして、検討委員会では今までの議論の中でやはり中核機能として、八ヶ岳南麓の観光の中核機能として機能していると、その機能をどうやって維持していくか、必要性は高いという委員さんの意見が大体多数を占めます。また、経営の方はもちろん民間に任せの方がよかろうと。ただし、やはり売却という可能性よりも経費負担が軽減される指定管理者制度がよろしいんじゃないかという意見もやはり多いわけでありまして。そういう中にありまして、今後どうやって今まで以上に地域との観光の連携をとるとか、あるいはゴルフ場、それからレジャー施設、そしてレストランなどと幾つかの機能がございまして、これらを合わせて今のような委員の御意見も伺う中で、どうやって、そこをミックスしてやっていくのか、あるいはやっていかないのか、そういうことも含めてよく検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

丹澤委員

観光振興の役割を果たしていると言っているけれども、もともとつくったコンセプトというのは県外からお客さんを呼びましょうということなんです。県内の安いお客さんをゴルフ場へ連れてきて勝負してやるという理念じゃないはずなんですよ。だから、そういう理念であればできるかどうかということだと思んです。だから、あそこへ何十万人来ているというのも県外からそういう富裕層の人たちに来てもらって、避暑地として、リゾート地として繁栄するようにあの施設を活用するということですから、そこをよく念頭に置いていただいて検討させていただきたいと思います。

(小水力発電の推進について)

高木委員

第二期チャレンジ山梨行動計画の政策の実施状況の30ページに記載している

小水力発電についてお伺いいたします。

まず、当初予算科目の予算額 4 億 9,504 万 3,000 円に対して決算額が 4 億 3,789 万 8,000 円となっておりまして、5,714 万 5,000 円、これは率にして 11.5%当初予算額より下回っているんですけど、これはある部分でいいことかもしれませんが、どういうわけなのかお聞かせ願いたいと思います。

仲山電気課長 不用額におきましては、深城発電所の建設費におきまして約 5,600 万円ほどの工事請負差金が出ております。それが主な理由でございまして、建設に伴います工事発注につきましては一般競争入札で実施しておりますが、建設工事の競争によりまして低廉に執行できたということでございます。

高木委員 企業局が努力された結果だと思います。
知事の掲げたエネルギーの地産地消を実現するために、低炭素化社会や循環資源型社会を構築する上で小水力発電の推進は欠かせないものと考えます。企業局では小水力発電への取り組みを支援するために小水力発電開発支援室を設置して、市町村あるいは NPO、それから民間企業などが行う小水力発電に対する支援を積極的に行ってきたと聞き及んでおりますけれども、それについて幾つかお尋ねをしたいと思います。昨年、県内で新たに 5 つの小水力発電が整備されたと記載されていますけれども、その場所や発電所名、そして総出力、総建設コストをお尋ねいたします。

仲山電気課長 5カ所ございますが、1つは都留市が都留市内に建設をいたしました元気君 3号でございます。出力は 7.3 キロワットで建設費が約 3,600 万円ということでございます。もう一つは企業局が大月市に建設をいたしました深城発電所でございますが、出力は 340 キロワット、建設費は 4 億 4,100 万円でございます。残りの 3 つにつきましては、北杜市と民間の企業が北杜市内に建設をいたしました発電所でございますが、発電所の名前は北杜西沢発電所、出力は 220 キロワットでございます。2 つ目が北杜蔵原発電所、これが出力は 200 キロワット、3 つ目が北杜川小石発電所、出力が 230 キロワットということで合計 650 キロワットでございます。建設費用については公表していないということですが、3 発電所合計で 7 億円から 8 億円であると聞いております。

高木委員 ありがとうございます。
市町村への情報提供や技術支援などがありますけれども、相談件数が 57 件あったと書いてありますが、57 件中最も多かった相談は何だったんでしょう。

仲山電気課長 57 件につきましては、支援室のほうで市町村等から相談を受けた件数でございますが、そのうちで主なものにつきましては、やはり市町村の中で開発希望地点の開発の可能性と事業費、それと河川法の許認可関係等について質問が一番多いものでありました。

高木委員 また、相談の中で技術支援を行ったというのがあります。26 地点技術支援が終わったそうですけれども、その技術支援の内容はどんなものだったんでしょうか。

仲山電気課長 技術支援の内容につきましては、26 地点のうちの 4 地点はもう既に完成しており、6 地点につきましては、水力発電所を開発する一番基礎資料となる測水、水の量をはかるということをお手伝いしております、それが 6 地点ございます。あと 16 地点につきましては流量測定の実施をして概算、建設費の算出を行って相談者

ごとにその内容をお返ししている内容になってございます。

高木委員 その相談の支援を行う上で一番難しい、大変だったという点がありましたら教えてください。

仲山電気課長 水力発電に使用する水につきましては、生活用水や農業用水ということで、生きていくために必要な資源として大切に維持されてきたものがございます。水力発電はその長い間、利用されてきた水を利用して発電をさせていただくということでございますので、既得の水利権の理解をまずもっていただくということが必要ということと、発電所の建設につきましては、許認可取得のための関係機関との協議、依頼書類作成、工事の設計から施工管理まで、労力と長い時間を必要とするという水力発電には特徴がございます。そのような特徴を十分理解して継続的に取り組んでいただくことが一番重要ということになりますけれども、市町村にはそれらを補う専門の職員がいらっしゃらないのが現状のようございまして、継続的な取り組みができるように私どものほうでも必要以上に丁寧に指導をしていくということで支援をしております。

高木委員 これは慣行水利権の問題など国との絡みもあって大変難しい話だろうと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと先ほどちょっと仲山課長が触れましたが、26地点のうち4つが開発済みだという話がありましたけれども、残る22地点については開発状況や進捗状況というのはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

仲山電気課長 現在、水力開発をするのに課題がございまして、なかなか進んでいないというところが実情ですが、その状況の方につきまして22地点中の6地点は、水源の取得が難しいことがございます。水力発電所を建設する場合に一部の場合を除いて水利取得が必要ということで、そのためには1年以上も流量観測をすることが必要になります。また、その資料をもとに申請書類もつくるという専門性の高い書類整備ということも必要となりまして、小さい発電所でも規模の大きい発電所とほぼ同じような書類をつくらなきゃいけないということで、そちらのほうは課題となっていることがございます。もう一つ、設備自体のコストが高いということで、どうしてもメーカーの一品製品と言いますか、そこに合った機器の受注生産をするということから、工事費が高くなるという課題もございます。あと、固定価格買取制度によりまして、補助金の制度がなくなっているということで、建設の初期コストの調達のほうで苦労されるということで、その2つの課題でなかなか開発地点が上がらないということになっております。

高木委員 今の話を聞きますと、許可やコスト、それから調査などに時間もかかるなど、大変だと思いますけれども、ぜひ積極的につくっていただきたいと思います。

次に、22地点の開発が進めば、今後も企業局は支援を恐らく続けていくんだろうと思いますけれども、また小水力発電の推進についてどのように対策を練られていくのか最後にお伺いします。

仲山電気課長 残りの22地点につきましても引き続き早く計画を進めていくため、企業局としても支援を継続する予定がでございます。それと、先ほど課題にございました電気事業に係る制度の価格、固定価格の推移とか、河川法に係る規制緩和、許認可の動向、あるいは小水力発電設備の技術開発、またコストを安くするというさまざまな情勢に注視をしながら、開発を希望する市町村などのニーズに合った支援を継続してま

います。

高木委員

先ほど午前中の委員会で安本委員もその辺に触れておりましたけれども、知事から 2050 年には山梨県内で使われている 60 億キロワットから 10 億キロワットマイナスの 50 億キロワットにしていくんだという話もありましたが、山梨県の急峻な河川は小水力発電をするのに本当に適した地形ではないかと思えます。そういった中でぜひこれを推進して、そして循環型の社会を構築する上でこのことの重要性をさらに認識いただいて進めていただきたいということを要望して質問を終わりたいと思えます。

質 疑

総務部・福祉保健部・警察本部関係

(交通安全施設整備事業について)

白井委員

意見書でお示しをしておりますように、私は交通安全施設の整備事業についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、部局審査でも私は触れておるんですけども、やはり決算の最終的な総括の機会ですから改めて指摘を申し上げ、また当局のほうからも明快な答弁をいただきたいと思います。

まずは、交通安全対策の大きな施策として、道路標示整備予算の執行について、平成 23 年度はいかがであったか。また、現状で道路標示が磨耗して薄くなっているような箇所が、私もできるだけ県内を歩くときには留意をして歩くんですが、そういった箇所が散見されると状況にありまして、こういった道路標示への対策をさらに私はしっかり進めていかなければいけないと思えますけれども、まずそのことについて御答弁をいただきたいと思います。

中澤交通部長

道路標示の予算の執行状況と対策についての質問にお答えいたします。道路標示の施工は警察が行うものと道路管理者が行うものとがあります。警察が施工いたしますのは交通規制に係ります横断歩道、一時停止、はみ出し禁止の黄色の実線などがあります。道路管理者はそれ以外の外側線、白色センターライン、いわゆるゼブラゾーンなどがあります。警察が行います道路標示の予算の執行状況でありますけれども、平成 23 年度の道路標示の予算額は 9,932 万 2,000 円であります。執行額は 5,490 万 8,700 円です。

続きまして、道路標示への対策でありますけれども、道路標示は経年劣化や車のタイヤの通過などによって磨耗していくものであり、県警察といたしましては、こうした磨耗している箇所について各警察署に対して補修が必要な場所の調査をさせるほかに、警察本部交通規制課で独自に調査をした結果も踏まえて、その結果、補修が必要であると判断したものは順次塗りかえ等の補修を行っているものであります。

白井委員

恐らく間違いはないと思えますけれども、平成 23 年度の執行に関して言いますと、今、中澤部長がおっしゃったように警察本部、あるいは所管の警察署等の調査の結果、警察関係において先ほど申し上げた標示の補修箇所が、平成 23 年度では 618 カ所あって、それに対して全て補修を終えたと、部局審査の折に聞いてここにメモがあるんですが、昨年のごとで既に半年余たっていると思えますけれども、私はメインストリートだけでなく、結構信号のないような裏道などもできるだけ通ったりします。そうすると、裏道には標示もないような道路もいっぱいあるんで

す。先ほど冒頭に申し上げましたように、見にくい、薄れているといった標示が散見という言葉のイメージをするほど多くはないのかもしれませんが、目につくものもよくあると私は承知をしております。そのような点で例えば先ほど御答弁のあった平成 23 年度の標示の予算額が約 1 億円あったにもかかわらず、執行率は 55.2%で 5,490 万円余であるということを、警察から出されている資料から書かれておりますが、部局審査の際にも指摘をしたと思いますが、50%余の予算執行率ということになりますと、言い過ぎかもしれませんが、しっかりそういった必要補修箇所に対する補修が全てかなったのか、いささか危惧もいたすわけであり、この執行された金額以外の 45%の標示に充てようとした予算はどこに行ったのか、改めて御答弁いただけませんか。

中澤交通部長 この道路標示の整備に要する予算執行につきましては、道路標示の工事を発注する際に例えば横断歩道全体を塗りかえるのではなくて、近年では磨耗している部分のみを塗りかえるなどの節約につながる工夫を加えた結果、執行額がこうなっているものであります。なお、執行残につきましては交通安全施設整備費の枠内の信号機の改良や道路標識の更新などに充当しております。

臼井委員 私は全て細かく承知しているわけではありませんから、今、御答弁いただいた範囲で理解をする以外にないかと思っておりますけれども、後ほど総務部にもお尋ねしたいと思っておりますが、人命を守るというオール山梨のいわば施策というのは何かあるのかな、まずは交通事故ということもあります。交通安全対策というのがあります。それ以外に後ほど総務部からも答えをいただきたいんですけども、そういう意味で人命尊重ということを考えてときに、やはりこのことについては私は警察がやたら予算要求をしたなんてもちろん全く思いませんし、それなりの当然要求した範囲でその事業を行う予定だったけれども、現実には 55%の執行率であったということですから、今、部長が御答弁されたように、何ていうか、それなりに理解はいたしますけれども、ぜひこの際、交通事故が減ったとか、死亡者が減ったとか、ふえたとかも年々アップダウンがあるものですから端的には言えませんが、昨今も死亡事故も大変多かったこともあり、やはりお年寄りの事故も多いとか、いろんな意味でこのことについてはぜひできるだけ標示関係は標示関係として、予算だって限られておりますが、しっかり執行していただくことを強くお願いをしておきます。

先ほど、警察以外に総務部からお尋ねしますよと申し上げたけれども、これは後ほど意見書以外の議論の中で総務部には財政的なことでお尋ねします。

次に雨天の夜間事故と言うんでしょうかな、そういうものが道路標示の視認性が要因となっていることも多々あると思っておりますけれども、標示の整備を今は全天候型のためにという感じの予算確保ではなくて、必要に応じてみたいな感じなのかもしれませんが、私は、夕べ、自分でドライブしてまして、もう本当に全く標示が見えない。私はある交差点で右折レーンからと思って反対側に入ったけど、どうも別の反対側のレーンであったということに気づいて、相当通る道路ですがそんな過ちもあって、たまたま雨も強く余り車の往来も激しくなかったからよかったですけれども、何とか全天候型の道路標示もひとつ頑張って予算獲得をしていただいて、執行して欲しいと強く要望するんですけど、いかがでしょう。

中澤交通部長 道路標示が見えないことが直接の原因となった交通事故は統計上ありませんが、全天候型の路面表示は通常の技術式と比べて 1メートル当たりのコストが約 2 倍以上であることから、すべての道路標示にすることは、これに見合った整備効果をよく見きわめた上で予算化を凶ってもらいたいと考えております。なお、現状ですけれども、平成 23 年度中の道路標示の施工率であります、全ての道路標示のう

ち、全天候型が約 30% 施工しております。黄色の実線のみ場合につきましては約 64% を施行しております。

(地域医療再生の推進について)

堀内委員

それでは、私から成果説明書のページの 84 ページ地域医療再生の推進についてお尋ねします。

まず 1 点目でありますけれども、地域医療再生計画において平成 23 年度に山梨県全域を対象とした計画にかかわる基金を造成していますが、その計画の内容について伺いたいと思います。

田中医務課長

山梨県地域医療再生計画についてですが、山梨県全域を対象として高度専門医療の提供や周産期医療や救急医療の提供体制の強化に対する事業を中心として、平成 25 年度末までの間に行うこととしております。主な事業としましては県立中央病院の通院加療がんセンターの整備事業や、山梨大学医学部附属病院の放射線治療設備、いわゆるリニアックの整備事業などがございます。計画事業費の合計は 81 億 6,000 万円余りでございまして、そのうち基金を財源とする県補助金額の合計が 32 億 1,000 万円余りとなっております。

堀内委員

成果説明書によると、15 事業の実績がありますけれども、その中でも救急医療体制の整備事業や高度・専門医療の提供、災害医療体制の整備事業などがかなり予算のウエートが高いわけですが、平成 23 年度はここで終わったんですが、この課別説明書で見ますと 1,400 万円ぐらいですか、まだまだ計画段階の途中ということよろしいですね。

田中医務課長

計画の進捗状況でございますが、全県の計画は 32.1 億円余りの予算が計画上ありますけれども、平成 23 年度末までに執行をしたのは 32.1 億円で、2.2 億円で、執行率 7% となっております。その他峡南の計画、さらに富士東部の計画の執行率を簡単に申し上げますと、25 億円で 1.1 億円というのが峡南で執行率が 4.5%、富士東部が 25 億円で 13.9 億円で執行率が 55.7% となっております。

堀内委員

平成 25 年度までの計画というわけで、それまでにしっかり計画をきちっと遂行していただきたいと思います。

それでは、2 点目として、今ちょっとお話に出たかどうかわかりませんが、平成 21 年度から基金を造成している峡南地域及び富士東部地域の計画の執行というのは、今、課長がおっしゃったとおりですか。

田中医務課長

はい、峡南地域は執行率が 4.5% ございまして、全体の中でも執行率が低い状況でございます。

堀内委員

この基金が平成 25 年度までということで、平成 21 年度から 3 年間経過しているわけで、あと 2 年ということですが、特に自分は都留という場所ですから東部地域になるんですけれども、この東部地域の医療体制が非常に厳しい状況の中にあるんです。私も過去の本会議一般質問で何回か都留市立病院の産科再開に向けてということで質問をしているんですけれども、医師確保という答弁をよく聞くんですが、じゃあ、いつから再開できるんだというところがちょっとよく見えないんですけれども、そんなところはどう考えているのでしょうか。

田中医務課長

今、富士東部地域の再生計画におきましては、医師確保のために寄附講座制度を

設けまして、それで医師の招聘と研究を一緒にやっていただくということを進めようと考えております。計画上、今、予算額は載っておりますけれども、特に産科については確保が難しいということで、今、鋭意交渉をしておるところでございます。これから平成 25 年度末までに向けて実現するように努力をしていきたいと考えております。

堀内委員

平成 25 年までに都留の産科などと東部地域の医療体制の確立に向けてぜひ頑張ってくださいと思います。また確かに地域再生医療交付金 coming しているらしい、でも、どこの病院でどういうふうの流れでどのように使われているのかわからないと、市民からそういうよく声を聞くんです。できれば県の広報で流していただき、地域住民が少しでも安心というか、そういう認識を得るよう、あわせてやっていただきたいと思います。

(財政運営について)

皆川委員

私は県の財政運営について 1 点だけお伺いします。一般説明資料の 3 ページの公債費についてであります。平成 23 年度決算の公債費は 829 億 6,691 万円余であります。財政健全化比率はいずれも健全化の 4 つの判断基準を下回る状況にあります。しかしながら、健全化比率のうち標準財政規模に対する借金返済額の割合を示す実質公債費比率については、全国平均を超える 16.8% という高い水準にあります。平成 22 年度が 15.7% で全国 32 位だったと思いますが、平成 23 年度は全国で何位ぐらいになるのか、まずお伺いします。

尾崎財政課長

実質公債費比率についての全国順位でございますが、平成 23 年度決算の速報値でございますが全国では 34 位となる見込みでございます。

皆川委員

34 位というところかなり厳しい順位だと思います。それで 18% ラインを超えると県債発行に総務省の許可が必要になるので非常に厳しいところへ来ているわけですね。本県の場合はあと 1.2% で 18% ライン、危険ラインを超える可能性がある極めて危険な状況にあり、これが 25% になるとイエローカードと判断していると思います。これはこれまでの経済対策による県債の償還が大きな要因だということは理解しております。しかし加えてこれから防災新館の建設、あるいは老朽施設の耐震化、さらにはリニア中央新幹線に伴う基盤整備など大規模事業がこれからたくさん予想される中で、しばらくこういう上昇傾向が続くと思われるんですけれども、将来の見通しをどう考えているのかお伺いしたいと思います。

尾崎財政課長

お答えいたします。実質公債費比率の将来の見通しでございますけれども、御指摘をいただきましたように、本県は過去の経済対策を積極的に実施してまいりましたので、必要な財源を確保するために現在の実質公債費比率が大きくなっているという状況でございます。この影響は平成 28 年度までは続く見込みでございます。御指摘いただきました総務省の許可のラインとなります 18% に近い 17% 台まで上昇する見込みでございます。一方で県債等残高の削減に着手に取り組んでまいりましたので、ストックの数字でございます将来負担比率については着実に改善をしております。しかしこれも予断を許さない状況でございます。全国順位で見ますと昨年度 25 位でございましたが、本県も削減を進めたわけですが、全国も同様に削減が進んでおまして、全国順位は変わらない 25 位になっております。したがって、今後も県債等残高の削減等を着実に実施しながら、あるいは、県債状況に配慮をして財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

皆川委員 今すごい話を聞いたんですけど、平成 28 年度までには何とかなるということですか。

尾崎財政課長 言葉足らずで失礼いたしました。平成 28 年度まで上昇を続ける見込みでございまして平成 23 年度は 16.8%でございまして、それが 17%台まで行くであろうという見込みでございまして。各年度の償還を見ますと平成 29 年度からは若干落ちついてくるだろうと考えております。

皆川委員 平成 28 年度までに 17%ということになると、本当に 18%の危険ライン、県債発行に総務省の許可が要るようになるということまであと 1%に迫るわけですね。それを超えると今度は少しずつ改善されてくるという話を、今、財政課長がしてくれたんですけども、私が危惧しているのは、平成 28 年度以降もまだまだ施設の老朽化に伴う耐震化の問題とか、特にリニア中央新幹線の基盤整備などといった事業が続くので、果たしてその平成 28 年度以降いい方向に転ずるかどうかわちょっと疑問なんです。いずれにしても今そんなこと言ってもしょうがないので、これから県債削減にお一層の御留意をいただきまして、県財政の健全化を図っていただくよう強く要望いたしまして終わります。

白井委員 財政当局にお尋ねしますが、例えば予算編成を明年度に向けて、今、盛んにしているんだと思いますけれども、いわゆる聖域なしに一律にシーリングをかけたことはあるんですか、まずそれを教えてください。

尾崎財政課長 一律のシーリングでございまして、済みません、この言葉がなかなか我々の説明が不十分で、御説明をさせていただきますと投資的経費と言われている中のうち、公共事業・県単公共事業につきましてはマイナス 5%ということで、行動計画に基づきましてシーリングマイナス 5%をかけてございまして。投資的経費のうちそれ以外のもの、例えば先ほどの警察の交通安全施設整備費などにつきましてはシーリングがかかっていない、必要な額を御要望いただいて協議によって決定をしていくことになっております。

もう一つ、一律でシーリングをかけているのかということで、我々のほうでちょっと説明が不十分な部分で御説明させていただきたいのが、一般行政事業、施策的の事業について 95%の範囲内で予算を提出していただくことになっております。これは部局で 95%ということでございまして、各事業の中では 120%の御要望をいただいても 80%の御要望をいただいても、全体として 95%におさまっていればよいというものです。95%にして 5%の部分は何に使っているのかと申しますと、これが重点的に充てていくべき予算の財源をあぶり出していくために使っているものでございまして。税金や交付税がふえる状況であれば結構でございまして、税金はふえない、税金は減るという局面であるとか、交付税はふえないという状況でございまして、一般行政事業、施策的の事業などはマイナス 5%という枠を設定させていただいているところでございまして。

白井委員 例えば、過去もそうでしょうけれども、マイナス 5%のシーリングをかけて全体の予算を圧縮する、いわゆる役所側にそれに対して聖域があるのかないのか知りませんが、やっぱり私どもにも来年度の予算編成に向けてはこれが基本的な方針であるというようなことを、しっかりわかりやすく説明をすべきではないかと思うんですよ。例えば私が仄聞するところによると、今あなたが言う警察関係の予算に対してもマイナスのシーリングを来年に向けてもかけるんだということを警察の方から聞いたことがありますけれども、さっきの課長の答弁では警察にそういうシーリ

ングをかけるということはないと言っていました、本当に間違いないですか。

尾崎財政課長 先ほどは全体的なお話をさせていただきました。交通安全施設整備事業費に関しましては予算編成の方針の中ではシーリングはかかっておりません。そこは間違いないと思います。一方で予算編成協議の中では公共事業・県単公共事業を5%シーリングかけさせていただいております。交通安全施設整備事業費に関しましては予算編成の協議の中で5%のシーリングをかけさせていただいております。したがって、道路の新造成に係るようなものが全体としては減っていくと。したがって、それに付随する交通安全施設も減っていくということで、交通安全施設整備事業費についても5%のシーリングを編成協議の中でかけさせていただいております。5%のシーリングをかけておりますのは、事業費が厳しいということだけではございませんので、5%の中におさめていただければ、その中の個別の事業までは財政課は見ないという裁量をふやしているという意味でもございます。

白井委員 よくわからないよ、今のあなたの説明じゃよくわからないよ。かけてないけれども、話し合いの中でかけるとか、今の答弁に対する私の解釈ですけれども、少なくとも私が聞く範囲では警察予算の標示・標識等々についても、マイナスシーリングは一律にかけていると言っている人が警察関係の中にいるんです。だから、それは原則はかけていませんけど、話し合いでかけますみたいな今の答弁では、よく私にはわかんないんだけど、同じこんなことを何度も言いたくないけど、もう一回ちょっとはっきりと教えてちょうだい。

尾崎財政課長 答弁がわかりにくく失礼いたしました。もう一度繰り返させていただきます。予算編成方針の時点では、交通安全施設整備事業費に対してシーリングをかけるということとはしておりません。しかし所要額を要望いただくことになっておりますので、要望いただいた時点でこの事業が前年度と比べて事業費が幾らなのか、何%減になっているのかという協議をするに当たって、マイナス5%のシーリングの中に入っているというような状況でございます。

白井委員 じゃあ、例えば道路標示の予算、どうなっているんですか、国県の負担割合は。

尾崎財政課長 ちょっと聞き漏らしてしまったんですが、負担割合ということでよろしいですか

白井委員 例えば、平成23年度の道路標示の予算額は9,932万円余になっているんです、この約1億円の予算に対してその予算ソースの内訳というのは国・県あるんだと思うんだけど、これはどうなっているんですか。

尾崎財政課長 済みません、全体の事業費しか手元になく、個別の事業なので正確な数字をお答えできるかどうかわかりませんが、平成24年度の交通安全施設整備費の全体5億円の中での数字でございます、申しわけございません。国補の事業が3億2,700万円、県単の事業が2億2,100万円となっております。

白井委員 補佐も来ているんだろうし、こんなことがわかんないなんてことおかしいよ、実際に。私もこの大事な決算委員会の中、一人で質問を長くするつもりもないんで終えますけれども、確かに警察予算は減っているんですね、もちろん事情があってふえているものもあるんだろうけれども、総体的には減っているんです。例えば標識なんかの予算でも平成20年度に比べれば平成23年度は何と6,000万ぐらい減っているんですね。こんな質問しますよ、人命にかかわる予算というのは何があ

るんですか。それはわかるでしょう、人命にかかわる予算。

尾崎財政課長 人命にかかわる予算ということで、本県の施策の体系の中で一番近いところで申し上げますと、第二期チャレンジ山梨行動計画による「生涯あんしん地域」ということになろうかと思えます。例えばがんに要するものでございます保健医療というものでございますとか、大規模地震・富士山火山が起きた際の防災体制の強化、あるいは、災害に強い県土づくり、このあたりが人命にかかわるものに一番近いものとなってくると考えております。

臼井委員 私は人命にかかわる予算というのは、ある意味で聖域ではないかなと思うんです人命にかかわる予算でありながら、年々歳々減らしていくとか、それは財政の状況によって云々という理屈なんだろうけども、人命にかかわるものについては、ちょっと大げさな言い方かもしれませんが、事故もやはり車がふえると同時に事故もふえているとか、負傷者も多くなっていくという意味で例えば先ほど警察に質問した雨天の折や夜ですね、余りにも道路標示やなんかが見にくいと。そういうために全天候型の道路標示をできるだけ推進してほしいというお話もしたんですけども、警察もいろんなお考えで予算要求して、財政当局は云々いろんな理屈をつけながら、余り希望に全て応えるなんていうことはあり得ないのかもしれませんが、ぜひ人命にかかわるものについてはその点はもうしっかりと留意していただきたい。今、県が行政評価いろんなことをやっていますよね。きょうも二、三のものを報告いただいて見ましたけれどもね、ともかくこんなものどころじゃなく、率直に言いましてまだまだむだはいっぱいあると、徹底的に評価をしなきゃいけないと思いますよ、はっきり言ってまだまだいっぱいある。もう言ったら切りないけれども、そういうことを考えたときに、せめて人命にかかわる以上はどのぐらいあったらいいのかと、どのくらいあったらもっともっと事故・死亡・負傷が減らせるのかと、こういうことを基本的に財政当局がかえって警察の思いや考えをしっかりと尊重する、しっかりと聞きしていく、そういう方法もあってもいいんじゃないかなと。まるで財政当局の話は金科玉条みたいなことを言う人がいるけど、とんでもないと私は思いますよ。そんな点でよく今後見ていきたいと思う。

一言余計なことを言うと、防災新館に警察関係の予算が相当かかると、そのことも踏まえて予算要求しても何か困るみたいなことを、誰かが言っていたという話も仄聞しているんです。仄聞ですから、事実のほどは知りませんよ、しかしそのことと私ども全国の警察の施設や庁舎なんかも、表なんかから見て立派な庁舎、ああいいう中で仕事したらもっともっと仕事が円滑に進むんじゃないかなと、こんなふうに思ったりして、必ず県庁の近くに警察庁舎というのはありますからいろいろ見えますけれども、ようやく山梨県は全国に近づいてきたのかなという程度の話、全国ですぐれているなんてはっきり言って全く思いませんよ。そういうことを考えると、ぜひね、私は警察だけを取り立てるんじゃない。ともかく人命にかかわることをしっかりと予算編成等においてはやってもらわんと困るということを強く要望して、田中部長も一言二言何か御意見もあらうでしょうからちょっと答えてください。

田中総務部長 お答え申し上げます。県政にはさまざまな分野がございますが、委員御指摘のように県民の命を守るというのは最も重要な課題の1つであると考えております。他方で県税収入の増加は見込めない状況でございます。そういう厳しい財政状況の中で予算編成しているということについては御理解を賜りたいと思えます。具体的にはこういう状況ではございますが、真に必要なものにつまましては積極計上することが基本姿勢であるというふうには考えておりますが、引き続き財源の重点的・効率的な配分を行うなど、その創意工夫を掲げた上で第二期チャレンジ山梨行

動計画に基づきまして、さまざまな県の施策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

臼井委員

部長、ほとんど今までの答弁と変わらないよ、今の答弁は。相変わらずのワンパターンの答弁だけれども、私はちょっと今回こだわってみようと思って、この決算委員会に臨んできたんですけれども、ともかく他県のことは庁舎ぐらいしかわからない、中身は全く警察の視察に行ったなんていうことありませんから余り記憶ないんでわかりませんがね、たまたま人命ということで今回は警察というものをターゲットにいろんな質問をしてきたんですけれども、先ほど言ったように、部長ね、ともかく相当厳しくシビアにやっておられるでしょうが、まだ私は山梨県庁には、むだがいっぱいあると思う。だから、そういうものをどのように可及的速やかに対処していくのか、解決していくのか、その辺に思いがしっかり寄せられないと相変わらずの答弁になっちゃうんですよ。ですから、もう本当に3つか4つずつ小出しに評価なんかしていますけれども、もっともっとしっかり担当セクションやあるいは評価委員の皆様方に努力いただいてしっかり評価して、収入が少ないんだから支出を抑える、そんなこと当たり前で、毎回、毎回聞いている答弁だけれども、そうじゃなくて、どのように収入が少なくてもお金を生むのかといったら、支出を厳しくするところは厳しくする、残念ながら人命尊重で厳しくできないところがあってしかるべきですよ。そんな点で答弁は結構ですけれども、ぜひひとつしっかり今、現在、明年度に向けていろんなことを議論したり、対応しているときだと思しますので、ぜひしっかりとした指示をしていただいて、あくまでも山梨県は人命尊重が大きな柱である、予算編成に対してそんな思いでしっかり対処してほしいということを希望しておきます。

塩澤委員

臼井先生の本当に財政の厳しい御指摘の後で申しわけないんですけれども、先ほどの堀内委員の地域医療再生計画の推進についてということの中で、私の聞き漏らしかどうかちょっとわかりませんが確認したいと思うんですけれども、最近テレビで話題等出ておりますが峡南北部地域、こちらの方の医療連携というのも最近話題本当に出ておりますけれども、どうなっているのかなということもちょっとお話しておりますのでお聞かせいただきたいと思えます。

田中医務課長

峡南北部地域の医療連携の動向につきまして御説明をいたします。峡南北部地域の医療連携につきましては本年の4月に市川三郷町と富士川町が共同で設置をしておりました新病院設置協議会というものが解散となりました。それに伴って6月以降、県が協議会を設けまして継続して協議・検討を行ってまいりました。この結果、10月15日に市川三郷町立病院と社会保険鰻沢病院の経営統合を軸とします医療連携案がまとまりまして、その後、10月31日には両町長による基本協定書の締結が行われたという状況でございます。

以 上

決算特別委員長 木村富貴子